

投資信託説明書 (請求目論見書)

使用開始日 2022.11.22

三菱UFJ 外国株式インデックスファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

この目論見書により行う「三菱UFJ 外国株式インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2022 年 5 月 20 日に関東財務局長に提出しており、2022 年 5 月 21 日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

発行者名	： 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	： 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	： 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	： 該当事項はありません。



MUFG 三菱UFJ国際投信

目次

第一部 【証券情報】	1
(1) 【ファンドの名称】	1
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3) 【発行（売出）価額の総額】	1
(4) 【発行（売出）価格】	1
(5) 【申込手数料】	1
(6) 【申込単位】	1
(7) 【申込期間】	1
(8) 【申込取扱場所】	2
(9) 【払込期日】	2
(10) 【払込取扱場所】	2
(11) 【振替機関に関する事項】	2
(12) 【その他】	2
第二部 【ファンド情報】	3
第1 【ファンドの状況】	3
第2 【管理及び運営】	32
第3 【ファンドの経理状況】	38
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	99
第三部 【委託会社等の情報】	100
第1 【委託会社等の概況】	100
約款	129

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

三菱UFJ 外国株式インデックスファンド（「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

(5) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2022年5月21日から2023年5月19日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の 9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	特殊型 ()
		その他資産 ()		
	内外	資産複合	ETF	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を除く)	ファンド	()	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・	なし	その他	ロング・
中小型株	年6回 (隔月)	北米	オブ・		(MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース))	ショート型／ 絶対収益追求型
債券	年12回 (毎月)	欧州	ファンズ			その他 ()
一般	日々	アジア				
公債	その他	オセアニア				
社債	()	中南米				
その他債券		アフリカ				
クレジット		中近東 (中東)				
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))						
資産複合 ()						

- ※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。
- ※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指すまたはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の

		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの目的

日本を除く世界の主要国の株式を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界の主要国の株式の指標であるMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざします。

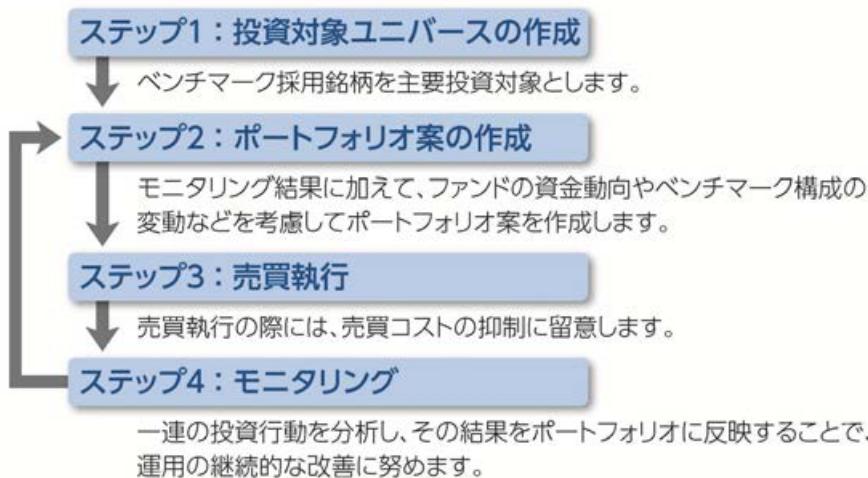
ファンドの特色

特色1

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行い、海外の株式市場全体に投資するのと同じ投資効果をめざします。

- MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。

<運用プロセスのイメージ>



!
上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

特色2

日本を除く世界の主要国の株式へ幅広く投資を行います。

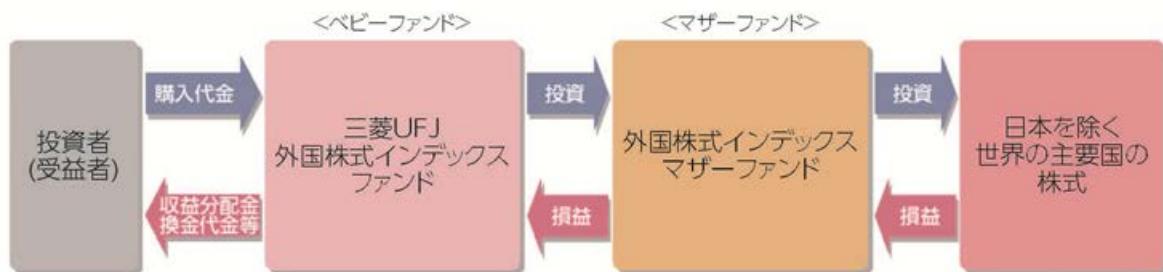
特色3

原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないと、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主に外国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界の主要国 の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- 年1回の決算時(2月22日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

【 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

当ファンドは、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc., MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2004年6月22日	設定日、信託契約締結、運用開始
2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 名称を「UFJパートナーズ 外国株式インデックスファンド」から 「三菱UFJ 外国株式インデックスファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)
--

信託財産の保管・管理等を行います。

委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資↓↑損益

マザーファンド

投資↓↑損益

有価証券等

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022年8月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革

1997年5月	東京三三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の株式に直接投資することができます。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、外国株式インデックスマザーファンドにおける株式の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

 a. 有価証券先物取引等

 b. スワップ取引

 ハ. 約束手形

 ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

 イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする外国株式インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引

- 受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。)で 16. で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下 16.において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。)
 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをい、1. から 23. に該当するものを除きます。)
 25. 外国の者に対する権利で 23. および 24. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、2. から 6. までの証券ならびに 16. の証券ならびに 13. および 19. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、14. および 15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 信託の受益権(金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをい、1. から 5. に該当するものを除きます。)
7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。)
8. 外国の者に対する権利で 5. から 7. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<外国株式インデックスマザーファンドの概要>

(基本方針)

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

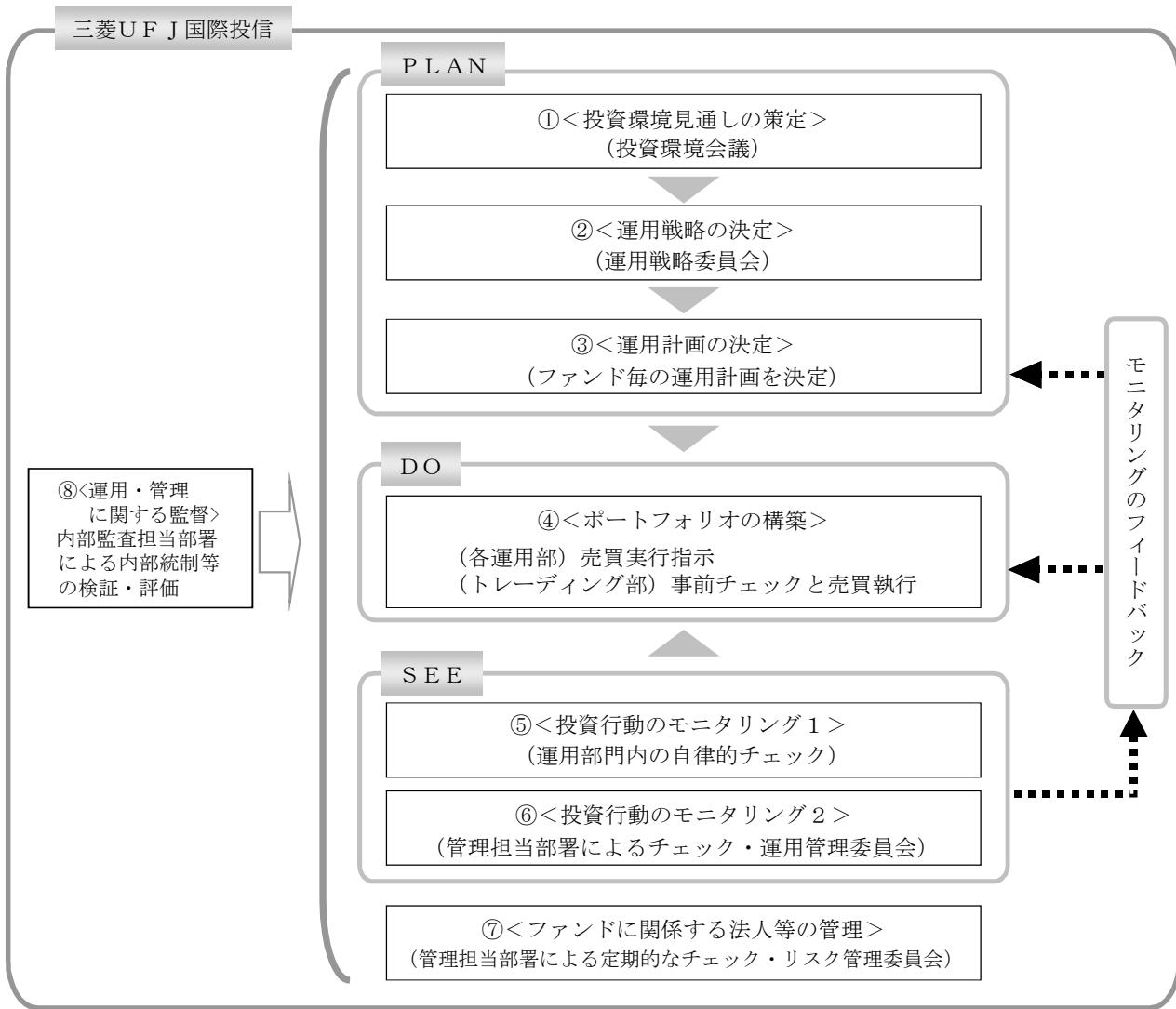
⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧外国為替予約取引を行うことができます。

⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング 1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング 2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部

署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。

④同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（④に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑧有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑨資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑩投資する株式等の範囲

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑪有価証券の貸付

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図することができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際收支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑬デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑭信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、

監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

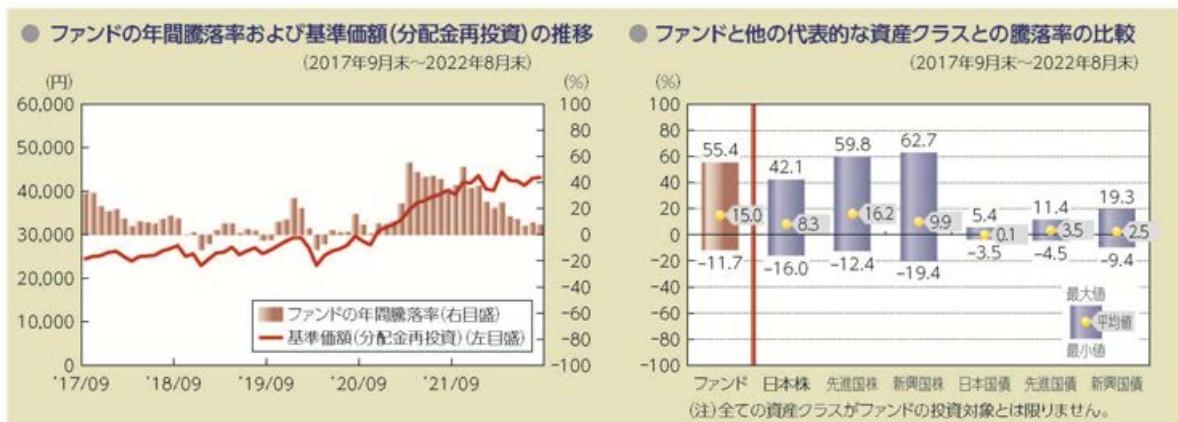
④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数值及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数值の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指數の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指數の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指數を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推薦、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の 0.1%）が差し引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.825%（税抜 0.75%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.345%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.345%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.06%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参考ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 8 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【三菱UFJ 外国株式インデックスファンド】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 8 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	11,801,137,631	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,192,106	0.01
純資産総額		11,802,329,737	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 8 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	外国株式インデックスマザーファン ド	2,510,453,036	4.3327	10,877,039,870	4.7008	11,801,137,631	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 8 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額 (分配落)	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配付)	(分配落)
第9計算期間末日 (平成25年2月22日)	3,126,131,196	3,126,131,196	13,167
13,167			
第10計算期間末日 (平成26年2月24日)	3,952,455,106	3,975,043,519	17,498
17,598			
第11計算期間末日 (平成27年2月23日)	4,366,488,782	4,390,482,519	21,838
21,958			
第12計算期間末日 (平成28年2月22日)	3,723,352,779	3,723,352,779	18,228
18,228			
第13計算期間末日 (平成29年2月22日)	4,341,688,877	4,365,146,418	22,210
22,330			
第14計算期間末日 (平成30年2月22日)	6,148,298,330	6,176,190,540	24,247
24,357			
第15計算期間末日 (平成31年2月22日)	6,484,966,971	6,523,996,654	24,923
25,073			
第16計算期間末日 (令和2年2月25日)	6,602,168,964	6,634,714,470	28,400
28,540			
第17計算期間末日 (令和3年2月22日)	7,113,654,622	7,113,654,622	32,781
32,781			
第18計算期間末日 (令和4年2月22日)	9,991,506,801	9,991,506,801	38,555
38,555			
令和3年8月末日	9,126,956,023	—	38,933
—			
9月末日	9,200,426,934	—	38,003
—			
10月末日	10,078,167,502	—	40,754
—			
11月末日	10,008,244,259	—	40,565
—			
12月末日	10,798,390,930	—	42,194
—			
令和4年1月末日	10,114,224,833	—	39,215
—			
2月末日	10,103,879,073	—	38,928
—			
3月末日	11,283,893,422	—	43,038
—			
4月末日	10,761,074,848	—	41,172
—			
5月末日	10,864,227,317	—	41,028
—			
6月末日	10,841,069,845	—	40,040
—			
7月末日	11,514,387,019	—	41,589
—			
8月末日	11,802,329,737	—	41,842
—			

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
--	------------

第 9 計算期間	0 円
第 10 計算期間	100 円
第 11 計算期間	120 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	120 円
第 14 計算期間	110 円
第 15 計算期間	150 円
第 16 計算期間	140 円
第 17 計算期間	0 円
第 18 計算期間	0 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 9 計算期間	28.89
第 10 計算期間	33.65
第 11 計算期間	25.48
第 12 計算期間	△16.53
第 13 計算期間	22.50
第 14 計算期間	9.66
第 15 計算期間	3.40
第 16 計算期間	14.51
第 17 計算期間	15.42
第 18 計算期間	17.61
第 19 中間計算期間	13.24

(注) 「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 9 計算期間	819,306,133	1,010,702,405	2,374,208,442
第 10 計算期間	1,977,294,504	2,092,661,644	2,258,841,302
第 11 計算期間	761,851,347	1,021,214,541	1,999,478,108
第 12 計算期間	663,910,004	620,787,130	2,042,600,982
第 13 計算期間	512,957,144	600,762,981	1,954,795,145
第 14 計算期間	1,770,910,835	1,190,050,445	2,535,655,535
第 15 計算期間	655,109,211	588,785,819	2,601,978,927
第 16 計算期間	364,908,296	642,208,156	2,324,679,067
第 17 計算期間	588,407,895	743,034,639	2,170,052,323
第 18 計算期間	847,931,479	426,489,915	2,591,493,887
第 19 中間計算期間	358,604,440	140,797,563	2,809,300,764

(参考)

外国株式インデックスマザーファンド

投資状況

令和 4 年 8 月 31 日現在

(単位 : 円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	1,265,609,063,347	68.33
	イギリス	76,918,111,596	4.15
	カナダ	65,202,622,551	3.52
	スイス	51,509,950,639	2.78
	フランス	51,179,517,724	2.76
	オーストラリア	38,786,824,189	2.09
	ドイツ	36,737,912,046	1.98
	オランダ	27,127,613,870	1.46
	スウェーデン	16,814,310,474	0.91
	香港	13,992,068,467	0.76
	デンマーク	13,623,584,788	0.74
	スペイン	11,962,779,907	0.65
	イタリア	7,956,008,332	0.43
	シンガポール	5,734,693,219	0.31
	フィンランド	4,964,025,925	0.27
	ノルウェー	4,363,570,600	0.24
	ベルギー	3,766,632,024	0.20
	アイルランド	3,006,796,912	0.16
	イスラエル	2,811,793,861	0.15
	ルクセンブルグ	1,189,125,964	0.06
	ポルトガル	913,700,804	0.05
	ニュージーランド	882,513,244	0.05
	オーストリア	852,836,858	0.05
	小計	1,705,906,057,341	92.10
投資証券	アメリカ	37,254,501,903	2.01
	オーストラリア	2,285,778,156	0.12
	イギリス	876,491,609	0.05
	シンガポール	815,899,740	0.04
	フランス	603,816,286	0.03
	香港	590,739,715	0.03
	カナダ	178,396,924	0.01
	ベルギー	150,230,340	0.01
	小計	42,755,854,673	2.31

コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	103,653,910,070	5.59
純資産総額		1,852,315,822,084	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 4 年 8 月 31 日現在

(単位 : 円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	42,868,641,543	2.31
	買建	カナダ	2,119,913,532	0.11
	買建	ドイツ	6,456,742,280	0.35
	買建	オーストラリア	2,122,625,727	0.11
	買建	イギリス	2,488,026,915	0.13
	買建	スイス	1,598,284,784	0.09

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 8 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,293,878	20,305.46	87,189,200,705	22,029.69	94,592,815,408	5.11
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,873,805	36,119.94	67,681,733,472	36,455.53	68,310,556,453	3.69
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	2,410,232	14,782.84	35,630,090,391	17,845.83	43,012,614,394	2.32
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	693,816	34,028.72	23,609,670,767	38,497.55	26,710,216,845	1.44
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1,582,720	15,714.07	24,870,976,217	15,102.35	23,902,794,874	1.29
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1,495,080	15,766.71	23,572,505,129	15,236.82	22,780,269,779	1.23
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	247,376	67,790.33	16,769,703,111	72,481.30	17,930,136,345	0.97
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	691,361	24,414.78	16,879,433,016	22,517.67	15,567,839,471	0.84
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	1,114,683	12,097.67	13,485,070,285	13,351.45	14,882,640,248	0.80
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・	658,310	23,090.84	15,200,936,796	21,443.28	14,116,331,187	0.76

			半導体製造装置						
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	339,295	42,766.37	14,510,417,453	39,567.77	13,425,148,083	0.72
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	607,987	25,805.80	15,689,594,601	21,787.09	13,246,267,974	0.72
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	776,745	16,379.70	12,722,850,836	15,860.65	12,319,687,031	0.67
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	630,243	21,007.56	13,239,871,776	19,433.15	12,247,608,898	0.66
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	436,247	27,422.59	11,963,024,057	27,917.30	12,178,842,474	0.66
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	739,657	17,210.12	12,729,592,251	16,398.78	12,129,475,377	0.65
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	512,617	22,470.10	11,518,559,600	22,266.75	11,414,314,892	0.62
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	274,607	39,351.10	10,806,088,064	40,632.45	11,157,956,021	0.60
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・サービス	229,611	45,322.24	10,406,486,423	45,444.30	10,434,511,236	0.56
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,480,696	6,897.67	10,213,359,386	6,356.18	9,411,578,445	0.51
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	1,082,600	8,885.69	9,619,657,198	8,615.85	9,327,524,082	0.50
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	213,163	40,304.67	8,591,465,522	42,564.95	9,073,273,545	0.49
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,911,335	4,893.79	9,353,685,399	4,725.89	9,032,771,769	0.49
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	465,460	21,010.39	9,779,499,512	18,791.29	8,746,596,869	0.47
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	363,192	23,615.69	8,577,030,364	23,981.60	8,709,926,611	0.47
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	食品・生活必需品小売り	116,724	67,763.49	7,909,626,085	72,661.52	8,481,344,218	0.46
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	184,627	46,604.79	8,604,502,739	45,055.36	8,318,435,951	0.45
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	665,365	12,399.33	8,250,084,067	12,044.17	8,013,772,100	0.43
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	103,013	72,641.43	7,483,011,961	76,841.22	7,915,644,874	0.43

			シス						
イギリス	株式	SHELL PLC	エネルギー	2,000,257	3,721.43	7,443,830,405	3,785.31	7,571,594,824	0.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 8 月 31 日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	5.24
	素材	3.93
	資本財	5.68
	商業・専門サービス	1.15
	運輸	1.89
	自動車・自動車部品	2.22
	耐久消費財・アパレル	1.52
	消費者サービス	1.69
	メディア・娯楽	5.28
	小売	4.77
	食品・生活必需品小売り	1.48
	食品・飲料・タバコ	4.11
	家庭用品・パーソナル用品	1.68
	ヘルスケア機器・サービス	4.54
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.14
	銀行	5.44
	各種金融	4.44
	保険	2.95
	不動産	0.34
	ソフトウェア・サービス	10.47
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.49
	電気通信サービス	1.43
	公益事業	3.16
	半導体・半導体製造装置	4.07
	小計	92.10
投資証券	—	2.31
合計		94.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 4 年 8 月 31 日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2209	買建	1,551	アメリカドル	324,746,873.53	45,019,659,077	309,230,625	42,868,641,543	2.31
	カナダ	モントリオール取引所	SP/TSE602209	買建	85	カナダドル	20,402,453.75	2,161,231,926	20,012,400	2,119,913,532	0.11
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO ST 2209	買建	1,306	ユーロ	48,706,558.4	6,771,672,814	46,441,360	6,456,742,280	0.35
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 2209	買建	129	オーストラリアドル	22,353,479.75	2,126,710,063	22,310,550	2,122,625,727	0.11
	イギリス	インタークンチネンタル取引所	FTSE100 2209	買建	209	イギリスポンド	15,567,391.25	2,518,803,904	15,377,175	2,488,026,915	0.13
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS IX2209	買建	103	スイスフラン	11,446,700.55	1,630,010,158	11,223,910	1,598,284,784	0.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

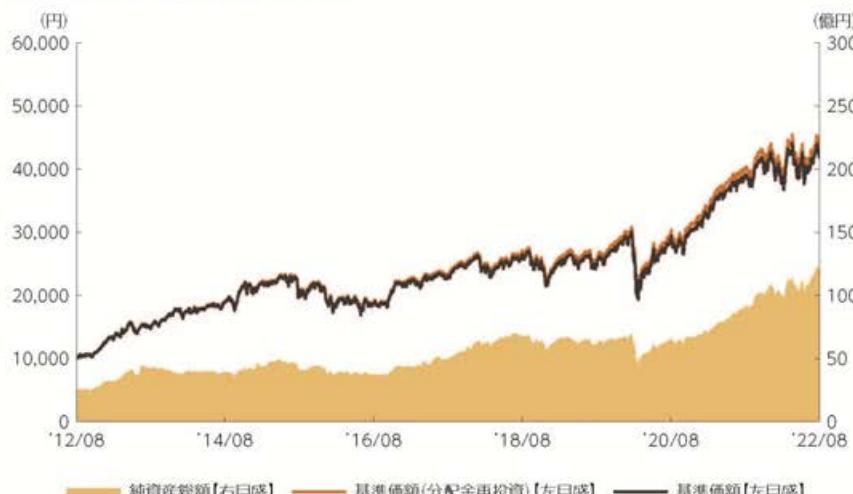
《参考情報》



運用実績

2022年8月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2012年8月31日～2022年8月31日



■基準価額・純資産

基準価額	41,842円
純資産総額	118.0億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2022年 2月	0円
2021年 2月	0円
2020年 2月	140円
2019年 2月	150円
2018年 2月	110円
2017年 2月	120円
設定来累計	740円

・分配金は1万口当たり、税引前

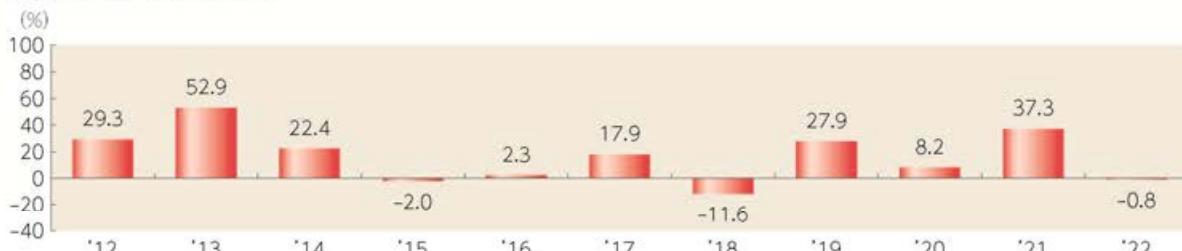
■主要な資産の状況

組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 アメリカドル	72.6%	1 APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	5.1%
2 ユーロ	8.4%	2 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	3.7%
3 イギリスポンド	4.3%	3 AMAZON.COM INC	小売	アメリカ	2.3%
4 カナダドル	3.6%	4 TESLA INC	自動車・自動車部品	アメリカ	1.4%
5 スイスフラン	2.9%	5 ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	アメリカ	1.3%
6 円	2.5%	6 ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	アメリカ	1.2%
7 オーストラリアドル	2.3%	7 UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	アメリカ	1.0%
8 スウェーデンクローネ	0.9%	8 JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	0.8%
9 香港ドル	0.8%	9 EXXON MOBIL CORP	エネルギー	アメリカ	0.8%
10 デンマーククローネ	0.8%	10 NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	アメリカ	0.8%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引（賃貸）	3.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間收益率の推移



- 收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2022年は年初から8月31日までの收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき

は、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手續等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

　　ニューヨーク証券取引所の休業日

　　ロンドン証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位（ただし、1万口を上回らないものとします。）

なお、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合等は1口単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

　　三菱UFJ国際投信株式会社

　　お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

　　（受付時間：営業日の9:00～17:00）

　　ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。

解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手續等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

- ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限（2004年6月22日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

(4) 【計算期間】

毎年2月23日から翌年2月22日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契

約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。
くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3 【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 3 年 2 月 23 日から令和 4 年 2 月 22 日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年3月30日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ外国株式インデックスファンドの令和3年2月23日から令和4年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ外国株式インデックスファンドの令和4年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不

確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

1 【財務諸表】

【三菱UFJ 外国株式インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 17 期 [令和 3 年 2 月 22 日現在]	第 18 期 [令和 4 年 2 月 22 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	32,292,382	49,079,243
親投資信託受益証券	7,110,721,185	9,987,857,487
未収入金	45,341,956	-
流動資産合計	7,188,355,523	10,036,936,730
資産合計	7,188,355,523	10,036,936,730
負債の部		
流動負債		
未払解約金	46,149,034	1,805,850
未払受託者報酬	2,880,043	4,400,376
未払委託者報酬	25,560,274	39,053,233
未払利息	7	18
その他未払費用	111,543	170,452
流動負債合計	74,700,901	45,429,929
負債合計	74,700,901	45,429,929
純資産の部		
元本等		
元本	2,170,052,323	2,591,493,887
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,943,602,299	7,400,012,914
（分配準備積立金）	1,947,815,839	2,685,622,498
元本等合計	7,113,654,622	9,991,506,801
純資産合計	7,113,654,622	9,991,506,801
負債純資産合計	7,188,355,523	10,036,936,730

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 17 期 自 令和 2 年 2 月 26 日 至 令和 3 年 2 月 22 日	第 18 期 自 令和 3 年 2 月 23 日 至 令和 4 年 2 月 22 日
営業収益		
受取利息	117	79
有価証券売買等損益	1,007,561,338	1,332,873,261
営業収益合計	1,007,561,455	1,332,873,340
営業費用		
支払利息	5,257	5,630
受託者報酬	5,377,723	7,896,699

委託者報酬	47,727,066	70,083,021
その他費用	208,270	305,873
営業費用合計	53,318,316	78,291,223
営業利益又は営業損失 (△)	954,243,139	1,254,582,117
経常利益又は経常損失 (△)	954,243,139	1,254,582,117
当期純利益又は当期純損失 (△)	954,243,139	1,254,582,117
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△52,751,017	191,856,648
期首剰余金又は期首次損金 (△)	4,277,489,897	4,943,602,299
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,001,911,881	2,391,304,999
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,001,911,881	2,391,304,999
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,342,793,635	997,619,853
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	4,943,602,299	7,400,012,914

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第17期 [令和3年2月22日現在]	第18期 [令和4年2月22日現在]
1. 期首元本額	2,324,679,067円	2,170,052,323円
期中追加設定元本額	588,407,895円	847,931,479円
期中一部解約元本額	743,034,639円	426,489,915円
2. 受益権の総数	2,170,052,323口	2,591,493,887口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 令和3年2月26日 至 令和3年2月22日	第18期 自 令和3年2月23日 至 令和4年2月22日	
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程	
項目	A	
費用控除後の配当等収益額	A	94,365,431円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	912,628,725円
収益調整金額	C	2,995,786,460円
分配準備積立金額	D	940,821,683円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,943,602,299円
当ファンドの期末残存口数	F	2,170,052,323口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	22,781円
1万口当たり分配金額	H	一円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	一円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 17 期 自 令和 2 年 2 月 26 日 至 令和 3 年 2 月 22 日	第 18 期 自 令和 3 年 2 月 23 日 至 令和 4 年 2 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 17 期 [令和 3 年 2 月 22 日現在]	第 18 期 [令和 4 年 2 月 22 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品 (コールローン等) は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 [令和 3 年 2 月 22 日現在]	第 18 期 [令和 4 年 2 月 22 日現在]
----	-------------------------------	-------------------------------

	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,061,532,304	1,254,959,786
合計	1,061,532,304	1,254,959,786

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第 17 期 [令和 3 年 2 月 22 日現在]	第 18 期 [令和 4 年 2 月 22 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	3,2781 円 (32,781 円)	3,8555 円 (38,555 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	外国株式インデックスマザーファンド	2,315,971,221	9,987,857,487	
	合計	2,315,971,221	9,987,857,487	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 4 年 2 月 22 日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	20,040,342,020
コール・ローン	2,860,895,785
株式	1,300,761,803,670
投資証券	29,830,629,948
派生商品評価勘定	26,704,376
未収入金	197,846,288
未取配当金	1,258,434,749
差入委託証拠金	4,771,037,257
流動資産合計	1,359,747,694,093
資産合計	1,359,747,694,093
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	682,047,436
未払解約金	545,848,637
未払利息	1,087
流動負債合計	1,227,897,160
負債合計	1,227,897,160
純資産の部	
元本等	
元本	315,012,076,401
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,043,507,720,532
元本等合計	1,358,519,796,933
純資産合計	1,358,519,796,933
負債純資産合計	1,359,747,694,093

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

[令和 4 年 2 月 22 日現在]

1. 期首	令和 3 年 2 月 23 日
期首元本額	235, 542, 841, 675 円
期中追加設定元本額	188, 129, 420, 782 円
期中一部解約元本額	108, 660, 186, 056 円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定型)	230, 167, 031 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (安定成長型)	963, 035, 996 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド (成長型)	848, 092, 777 円
MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信	3, 099, 548, 498 円
MAXIS 全世界株式 (オール・カントリー) 上場投信	2, 355, 095, 986 円
三菱UFJ プライムバランス (安定型) (確定拠出年金)	1, 773, 534, 702 円
三菱UFJ プライムバランス (安定成長型) (確定拠出年金)	9, 779, 650, 794 円
三菱UFJ プライムバランス (成長型) (確定拠出年金)	9, 805, 289, 453 円
三菱UFJ 6 資産バランスファンド (2ヵ月分配型)	59, 176, 043 円
三菱UFJ 6 資産バランスファンド (成長型)	140, 422, 942 円
ファンド・マネジャー (海外株式)	17, 711, 841 円
e MAXIS 先進国株式インデックス	12, 554, 561, 784 円
e MAXIS バランス (8 資産均等型)	1, 081, 470, 981 円
e MAXIS バランス (波乗り型)	54, 403, 575 円
三菱UFJ プライムバランス (8 資産) (確定拠出年金)	1, 567, 795, 536 円
コアバランス	203, 967 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030 (確定拠出年金)	110, 353, 297 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2040 (確定拠出年金)	148, 462, 006 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2050 (確定拠出年金)	110, 203, 918 円
e MAXIS S1im 先進国株式インデックス 海外株式セレクション (ラップ向け)	66, 496, 169, 653 円
e MAXIS S1im バランス (8 資産均等型)	1, 445, 222, 360 円
つみたて先進国株式	3, 746, 532, 747 円
つみたて 8 資産均等バランス	13, 036, 538, 849 円
つみたて 4 資産均等バランス	1, 661, 334, 216 円
e MAXIS マイマネージャー 1970s	506, 015, 939 円
e MAXIS マイマネージャー 1980s	1, 346, 366 円
e MAXIS マイマネージャー 1990s	2, 446, 490 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2035 (確定拠出年金)	3, 246, 996 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2045 (確定拠出年金)	101, 203, 887 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2055 (確定拠出年金)	82, 688, 435 円
三菱UFJ DC 年金バランス (株式 15)	45, 900, 777 円
三菱UFJ DC 年金バランス (株式 40)	36, 663, 854 円
三菱UFJ DC 年金バランス (株式 65)	251, 004, 444 円
e MAXIS S1im 全世界株式 (除く日本)	481, 302, 655 円
e MAXIS S1im 全世界株式 (3 地域均等型)	23, 328, 299, 656 円
三菱UFJ DC 年金インデックス (先進国株式)	361, 095, 166 円
e MAXIS S1im 全世界株式 (オール・カントリー)	1, 374, 801, 029 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2060 (確定拠出年金)	79, 468, 979, 521 円
三菱UFJ DC 年金バランス (株式 25)	53, 380, 739 円
先進国株式インデックスファンド (ラップ向け)	28, 728, 058 円
つみたて全世界株式	111, 397, 695 円
	54, 164, 639 円

三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）	12,366,532 円
ラップ向けインデックス f 先進国株式	2,678,179,355 円
三菱UFJ DC年金バランス（株式80）	1,217,837 円
三菱UFJ DC海外株式インデックスファンド	24,073,711,558 円
eMAXIS 全世界株式インデックス	3,472,170,806 円
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）	603,522,919 円
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）	1,085,867,230 円
三菱UFJ DCバランス・イノベーション（KAKUSHIN）	443,119,181 円
三菱UFJ バランス・イノベーション（債券重視型）	267,696,669 円
eMAXIS バランス（4資産均等型）	269,533,395 円
eMAXIS 最適化バランス（マイゴールキーパー）	81,846,302 円
eMAXIS 最適化バランス（マイディフェンダー）	97,560,311 円
eMAXIS 最適化バランス（マイミッドフィルダー）	333,507,663 円
eMAXIS 最適化バランス（マイフォワード）	263,424,751 円
eMAXIS 最適化バランス（マイストライカー）	527,642,159 円
三菱UFJ 外国株式ファンドVA（適格機関投資家限定）	2,084,794,858 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定成長型）VA（適格機関投資家限定）	15,712 円
三菱UFJ バランスファンド45VA（適格機関投資家限定）	13,215,302 円
三菱UFJ バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	5,339,490,519 円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型（適格機関投資家限定）	69,881,854 円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型（適格機関投資家限定）	964,712,107 円
MUAM 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	12,262,107,729 円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型（適格機関投資家限定）	682,738 円
三菱UFJ バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	760,435,307 円
MUAM 全世界株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	6,504,328,300 円
アドバンスト・バランスI（FOFs用）（適格機関投資家限定）	11,704,316 円
アドバンスト・バランスII（FOFs用）（適格機関投資家限定）	69,646,772 円
MUKAM バランス・イノベーション（株式抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	1,597,761,042 円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	564,109,484 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付）	460,879,156 円
世界8資産バランスファンドVL（適格機関投資家限定）	50,653,077 円
MUKAM バランス・イノベーション（債券重視型）（適格機関投資家転売制限付）	69,832,025 円
MUKAM 外国株式インデックスファンド2（適格機関投資家限定）	2,175,697,710 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2（適格機関投資家限定）	431,614,958 円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）2（適格機関投資家転売制限付）	50,342,431 円
マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定）	22,027 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	2,315,971,221 円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	903,000 円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	2,980,215 円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	1,519,467 円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	2,369,178 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンドVA	35,921,182 円
三菱UFJ バランスマネジメントVA 30D（適格機関投資家限定）	1,971,529 円

三菱UFJ バランスVA60D (適格機関投資家限定)	17,895,367 円
三菱UFJ バランスVA30G (適格機関投資家限定)	2,256,190 円
三菱UFJ バランスVA60G (適格機関投資家限定)	23,002,878 円
三菱UFJ <DC>外国株式インデックスファンド	6,148,472,596 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定型)	106,728,978 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (安定成長型)	426,183,993 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (成長型)	437,335,795 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド (積極型)	417,625,422 円
合計	315,012,076,401 円
2. 受益権の総数	315,012,076,401 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3 年 2 月 23 日 至 令和 4 年 2 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 2 月 22 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記) に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 (コールローン等) は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和 4 年 2 月 22 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	20, 342, 195, 419
投資証券	899, 074, 961
合計	21, 241, 270, 380

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和 4 年 2 月 22 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
			うち 1 年超	うち 1 年未満	
市場取引	株価指数先物取引 買建	28, 241, 379, 379	—	27, 591, 421, 657	△649, 957, 722
	合計	28, 241, 379, 379	—	27, 591, 421, 657	△649, 957, 722

(注) 時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和 4 年 2 月 22 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
			うち 1 年超	うち 1 年未満	
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル カナダドル オーストラリアドル イギリスポンド イスラエルペソ 香港ドル シンガポールドル	1, 651, 086, 605 85, 793, 170 49, 632, 000 26, 612, 650 69, 988, 240 29, 499, 600 11, 120, 954	— — — — — — —	1, 647, 194, 885 85, 544, 080 49, 583, 160 26, 524, 012 70, 164, 416 29, 420, 000 11, 085, 932	△3, 891, 720 △249, 090 △48, 840 △88, 638 176, 176 △79, 600 △35, 022

ニュージーランドドル	15,414,400		15,398,860	△15,540
スウェーデンクローネ	24,481,000		24,340,000	△141,000
デンマーククローネ	21,037,200		20,952,840	△84,360
ユーロ	260,732,000		259,804,200	△927,800
売建				
アメリカドル	36,731,520		36,731,424	96
合計	2,282,129,339		2,276,743,809	△5,385,338

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和4年2月22日現在]
1口当たり純資産額	4,3126 円
(1万口当たり純資産額)	(43,126 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BAKER HUGHES CO	180,781	29.11	5,262,534.91	
	CHENIERE ENERGY INC	51,681	116.02	5,996,029.62	
	CHEVRON CORP	417,098	133.42	55,649,215.16	
	CONOCOPHILLIPS	288,765	89.63	25,882,006.95	
	COTERRA ENERGY INC	172,895	22.59	3,905,698.05	
	DEVON ENERGY CORP	138,342	54.78	7,578,374.76	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	37,921	131.47	4,985,473.87	

EOG RESOURCES INC	125, 928	111. 62	14, 056, 083. 36	
EXXON MOBIL CORP	913, 269	77. 36	70, 650, 489. 84	
HALLIBURTON CO	195, 652	32. 26	6, 311, 733. 52	
HESS CORP	59, 665	93. 87	5, 600, 753. 55	
KINDER MORGAN INC	431, 287	16. 60	7, 159, 364. 20	
MARATHON PETROLEUM CORP	136, 970	77. 02	10, 549, 429. 40	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	199, 347	39. 56	7, 886, 167. 32	
ONEOK INC	95, 094	61. 81	5, 877, 760. 14	
PHILLIPS 66	92, 813	85. 07	7, 895, 601. 91	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	49, 351	233. 38	11, 517, 536. 38	
SCHLUMBERGER LTD	299, 440	40. 21	12, 040, 482. 40	
VALERO ENERGY CORP	86, 911	86. 72	7, 536, 921. 92	
WILLIAMS COS INC	269, 165	29. 62	7, 972, 667. 30	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	47, 722	241. 97	11, 547, 292. 34	
ALBEMARLE CORP	24, 769	190. 76	4, 724, 934. 44	
AMCOR PLC	340, 666	11. 88	4, 047, 112. 08	
AVERY DENNISON CORP	18, 276	180. 87	3, 305, 580. 12	
BALL CORP	70, 034	90. 61	6, 345, 780. 74	
CELANESE CORP	24, 938	144. 25	3, 597, 306. 50	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	44, 262	73. 27	3, 243, 076. 74	
CORTEVA INC	156, 884	50. 70	7, 954, 018. 80	
CROWN HOLDINGS INC	28, 722	120. 72	3, 467, 319. 84	
DOW INC	157, 644	60. 59	9, 551, 649. 96	
DUPONT DE NEMOURS INC	111, 573	78. 77	8, 788, 605. 21	
EASTMAN CHEMICAL CO	30, 593	121. 28	3, 710, 319. 04	
ECOLAB INC	55, 440	178. 64	9, 903, 801. 60	
FMC CORP	26, 513	116. 89	3, 099, 104. 57	
FREEPORT-MCMORAN INC	314, 948	43. 02	13, 549, 062. 96	
INTERNATIONAL PAPER CO	81, 353	46. 74	3, 802, 439. 22	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	54, 988	134. 79	7, 411, 832. 52	
LINDE PLC	111, 349	302. 86	33, 723, 158. 14	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	57, 152	99. 84	5, 706, 055. 68	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	13, 462	383. 67	5, 164, 965. 54	
MOSAIC CO/THE	82, 448	45. 00	3, 710, 160. 00	
NEWMONT CORP	173, 829	67. 67	11, 763, 008. 43	
NUCOR CORP	63, 662	122. 93	7, 825, 969. 66	

PACKAGING CORP OF AMERICA	19, 383	148. 47	2, 877, 794. 01	
PPG INDUSTRIES INC	50, 029	149. 64	7, 486, 339. 56	
RPM INTERNATIONAL INC	27, 392	86. 20	2, 361, 190. 40	
SEALED AIR CORP	34, 792	69. 31	2, 411, 433. 52	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	53, 807	268. 07	14, 424, 042. 49	
STEEL DYNAMICS INC	42, 749	63. 95	2, 733, 798. 55	
VULCAN MATERIALS CO	28, 605	185. 31	5, 300, 792. 55	
WESTROCK CO	61, 030	46. 65	2, 847, 049. 50	
3M CO	124, 837	147. 62	18, 428, 437. 94	
ALLEGION PLC	19, 271	114. 13	2, 199, 399. 23	
AMETEK INC	49, 345	128. 22	6, 327, 015. 90	
BOEING CO/THE	120, 230	209. 03	25, 131, 676. 90	
CARRIER GLOBAL CORP	181, 264	44. 08	7, 990, 117. 12	
CATERPILLAR INC	118, 052	191. 95	22, 660, 081. 40	
CUMMINS INC	30, 941	218. 05	6, 746, 685. 05	
DEERE & CO	63, 508	369. 10	23, 440, 802. 80	
DOVER CORP	31, 093	159. 03	4, 944, 719. 79	
EATON CORP PLC	85, 519	153. 36	13, 115, 193. 84	
EMERSON ELECTRIC CO	129, 703	92. 77	12, 032, 547. 31	
FASTENAL CO	121, 808	51. 20	6, 236, 569. 60	
FORTIVE CORP	74, 529	63. 75	4, 751, 223. 75	
FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	31, 361	88. 79	2, 784, 543. 19	
GENERAC HOLDINGS INC	13, 441	294. 76	3, 961, 869. 16	
GENERAL DYNAMICS CORP	50, 720	215. 82	10, 946, 390. 40	
GENERAL ELECTRIC CO	236, 816	92. 69	21, 950, 475. 04	
HEICO CORP	9, 664	141. 98	1, 372, 094. 72	
HEICO CORP-CLASS A	16, 453	117. 41	1, 931, 746. 73	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	148, 952	182. 13	27, 128, 627. 76	
HOWMET AEROSPACE INC	80, 635	34. 56	2, 786, 745. 60	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	7, 921	186. 09	1, 474, 018. 89	
IDEX CORP	16, 904	189. 34	3, 200, 603. 36	
ILLINOIS TOOL WORKS	67, 704	215. 81	14, 611, 200. 24	
INGERSOLL-RAND INC	88, 255	53. 07	4, 683, 692. 85	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	45, 200	60. 00	2, 712, 000. 00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	155, 542	65. 37	10, 167, 780. 54	
KORNIT DIGITAL LTD	10, 100	87. 84	887, 184. 00	

L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	43, 332	217. 62	9, 429, 909. 84	
LENNOX INTERNATIONAL INC	7, 651	251. 98	1, 927, 898. 98	
LOCKHEED MARTIN CORP	53, 745	386. 46	20, 770, 292. 70	
MASCO CORP	53, 525	57. 56	3, 080, 899. 00	
NORDSON CORP	11, 415	229. 51	2, 619, 856. 65	
NORTHROP GRUMMAN CORP	32, 535	391. 25	12, 729, 318. 75	
OTIS WORLDWIDE CORP	86, 282	76. 35	6, 587, 630. 70	
OWENS CORNING	21, 476	98. 07	2, 106, 151. 32	
PACCAR INC	74, 194	93. 81	6, 960, 139. 14	
PARKER HANNIFIN CORP	28, 299	300. 03	8, 490, 548. 97	
PENTAIR PLC	36, 371	57. 81	2, 102, 607. 51	
PLUG POWER INC	108, 675	22. 07	2, 398, 457. 25	
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	325, 027	93. 37	30, 347, 770. 99	
ROCKWELL AUTOMATION INC	25, 617	264. 59	6, 778, 002. 03	
ROPER TECHNOLOGIES INC	22, 862	440. 33	10, 066, 824. 46	
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	37, 056	57. 15	2, 117, 750. 40	
SMITH (A. O.) CORP	27, 826	71. 20	1, 981, 211. 20	
SNAP-ON INC	11, 094	215. 47	2, 390, 424. 18	
STANLEY BLACK & DECKER INC	34, 320	161. 79	5, 552, 632. 80	
SUNRUN INC	36, 416	21. 56	785, 128. 96	
TEXTRON INC	50, 172	69. 52	3, 487, 957. 44	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	50, 376	152. 33	7, 673, 776. 08	
TRANSDIGM GROUP INC	11, 083	648. 96	7, 192, 423. 68	
UNITED RENTALS INC	15, 556	311. 82	4, 850, 671. 92	
WABTEC CORP	40, 319	96. 86	3, 905, 298. 34	
WW GRAINGER INC	9, 658	473. 93	4, 577, 215. 94	
XYLEM INC	38, 994	90. 66	3, 535, 196. 04	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	28, 957	73. 03	2, 114, 729. 71	
CINTAS CORP	19, 813	371. 57	7, 361, 916. 41	
CLARIVATE PLC	69, 180	16. 00	1, 106, 880. 00	
COPART INC	45, 040	122. 32	5, 509, 292. 80	
COSTAR GROUP INC	82, 824	64. 95	5, 379, 418. 80	
EQUIFAX INC	25, 744	213. 04	5, 484, 501. 76	
IHS MARKIT LTD	82, 320	107. 11	8, 817, 295. 20	
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	28, 649	119. 65	3, 427, 852. 85	
LEIDOS HOLDINGS INC	27, 869	93. 01	2, 592, 095. 69	

REPUBLIC SERVICES INC	47, 568	117. 54	5, 591, 142. 72	
ROBERT HALF INTL INC	23, 871	120. 38	2, 873, 590. 98	
ROLLINS INC	45, 331	31. 13	1, 411, 154. 03	
TRANSUNION	41, 415	97. 79	4, 049, 972. 85	
VERISK ANALYTICS INC	32, 656	189. 30	6, 181, 780. 80	
WASTE CONNECTIONS INC	55, 336	121. 00	6, 695, 656. 00	
WASTE MANAGEMENT INC	91, 084	142. 33	12, 963, 985. 72	
AMERCO	2, 336	587. 43	1, 372, 236. 48	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	28, 525	91. 98	2, 623, 729. 50	
CSX CORP	486, 667	34. 66	16, 867, 878. 22	
DELTA AIR LINES INC	32, 953	42. 84	1, 411, 706. 52	
EXPEDITORS INTL WASH INC	36, 865	106. 22	3, 915, 800. 30	
FEDEX CORP	54, 566	222. 23	12, 126, 202. 18	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	18, 882	188. 29	3, 555, 291. 78	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	34, 149	53. 87	1, 839, 606. 63	
LYFT INC-A	56, 676	41. 26	2, 338, 451. 76	
NORFOLK SOUTHERN CORP	52, 974	270. 22	14, 314, 634. 28	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	20, 926	287. 96	6, 025, 850. 96	
SOUTHWEST AIRLINES CO	37, 930	45. 98	1, 744, 021. 40	
UBER TECHNOLOGIES INC	263, 265	34. 68	9, 130, 030. 20	
UNION PACIFIC CORP	140, 693	251. 19	35, 340, 674. 67	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	157, 149	209. 36	32, 900, 714. 64	
APTIV PLC	58, 855	141. 15	8, 307, 383. 25	
BORGWARNER INC	54, 492	43. 56	2, 373, 671. 52	
FORD MOTOR CO	845, 487	18. 04	15, 252, 585. 48	
GENERAL MOTORS CO	279, 943	48. 60	13, 605, 229. 80	
LEAR CORP	13, 406	171. 77	2, 302, 748. 62	
LUCID GROUP INC	88, 200	26. 59	2, 345, 238. 00	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	36, 700	66. 37	2, 435, 779. 00	
TESLA INC	181, 585	856. 98	155, 614, 713. 30	
DR HORTON INC	72, 568	83. 44	6, 055, 073. 92	
GARMIN LTD	33, 034	114. 52	3, 783, 053. 68	
HASBRO INC	26, 851	97. 98	2, 630, 860. 98	
LENNAR CORP-A	58, 960	89. 43	5, 272, 792. 80	
LULULEMON ATHLETICA INC	25, 808	308. 66	7, 965, 897. 28	
MOHAWK INDUSTRIES INC	12, 415	148. 26	1, 840, 647. 90	

NEWELL BRANDS INC	80,494	25.86	2,081,574.84	
NIKE INC -CL B	275,695	142.95	39,410,600.25	
NVR INC	765	4,996.04	3,821,970.60	
PELOTON INTERACTIVE INC-A	64,154	29.63	1,900,883.02	
PULTEGROUP INC	52,983	48.13	2,550,071.79	
VF CORP	71,752	59.17	4,245,565.84	
WHIRLPOOL CORP	14,296	204.54	2,924,103.84	
AIRBNB INC-CLASS A	51,359	174.90	8,982,689.10	
ARAMARK	50,112	37.77	1,892,730.24	
BOOKING HOLDINGS INC	8,869	2,616.41	23,204,940.29	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	44,943	79.28	3,563,081.04	
CARNIVAL CORP	180,675	22.17	4,005,564.75	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,105	1,523.32	9,299,868.60	
DARDEN RESTAURANTS INC	26,997	144.74	3,907,545.78	
DOMINO'S PIZZA INC	7,833	435.62	3,412,211.46	
DRAFTKINGS INC - CL A	74,903	17.29	1,295,072.87	
EXPEDIA GROUP INC	32,564	209.17	6,811,411.88	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	60,946	150.41	9,166,887.86	
LAS VEGAS SANDS CORP	78,456	47.12	3,696,846.72	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	60,440	174.92	10,572,164.80	
MCDONALD'S CORP	161,171	250.60	40,389,452.60	
MELCO RESORTS & ENTERT-ADR	33,367	11.12	371,041.04	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	80,927	43.56	3,525,180.12	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	49,972	83.69	4,182,156.68	
STARBUCKS CORP	254,554	93.34	23,760,070.36	
VAIL RESORTS INC	8,076	266.00	2,148,216.00	
WYNN RESORTS LTD	22,287	93.15	2,076,034.05	
YUM! BRANDS INC	62,794	125.80	7,899,485.20	
ACTIVISION BLIZZARD INC	168,810	81.05	13,682,050.50	
ALPHABET INC-CL A	65,071	2,608.06	169,709,072.26	
ALPHABET INC-CL C	62,100	2,609.35	162,040,635.00	
AMC ENTERTAINMENT HLDS-CL A	108,848	17.90	1,948,379.20	
CABLE ONE INC	1,113	1,474.87	1,641,530.31	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	27,758	596.83	16,566,807.14	
COMCAST CORP-CLASS A	987,929	46.64	46,077,008.56	
DISCOVERY INC - A	38,600	29.86	1,152,596.00	

DISCOVERY INC-C	71,230	29.74	2,118,380.20	
DISH NETWORK CORP-A	57,866	28.96	1,675,799.36	
ELECTRONIC ARTS INC	60,788	129.33	7,861,712.04	
FOX CORP - CLASS A	71,097	42.38	3,013,090.86	
FOX CORP - CLASS B	26,058	38.54	1,004,275.32	
IAC/INTERACTIVECORP	17,666	109.55	1,935,310.30	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	81,690	36.11	2,949,825.90	
LIBERTY BROADBAND-A	6,940	145.68	1,011,019.20	
LIBERTY BROADBAND-C	30,180	148.28	4,475,090.40	
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM A	22,112	51.10	1,129,923.20	
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	32,763	51.16	1,676,155.08	
LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	39,981	63.03	2,520,002.43	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	34,208	117.44	4,017,387.52	
MATCH GROUP INC	57,213	107.56	6,153,830.28	
META PLATFORMS INC-CLASS A	514,539	206.16	106,077,360.24	
NETFLIX INC	95,506	391.29	37,370,542.74	
NEWS CORP - CLASS A	87,126	22.15	1,929,840.90	
OMNICOM GROUP	47,342	84.12	3,982,409.04	
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	130,400	28.38	3,700,752.00	
PINTEREST INC- CLASS A	113,372	23.86	2,705,055.92	
ROKU INC	24,171	112.46	2,718,270.66	
SEA LTD-ADR	30,044	127.69	3,836,318.36	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	228,939	6.03	1,380,502.17	
SNAP INC - A	230,999	38.01	8,780,271.99	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	25,440	158.50	4,032,240.00	
TWITTER INC	175,521	34.32	6,023,880.72	
WALT DISNEY CO/THE	392,028	151.36	59,337,358.08	
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	49,000	52.54	2,574,460.00	
ADVANCE AUTO PARTS INC	14,047	218.80	3,073,483.60	
AMAZON. COM INC	98,356	3,052.03	300,185,462.68	
AUTOZONE INC	4,586	1,920.01	8,805,165.86	
BATH & BODY WORKS INC	58,134	52.28	3,039,245.52	
BEST BUY CO INC	48,336	97.71	4,722,910.56	
BURLINGTON STORES INC	14,765	221.06	3,263,950.90	
CARMAX INC	35,367	105.64	3,736,169.88	
CARVANA CO	16,031	126.40	2,026,318.40	

CHEWY INC - CLASS A	20,927	44.17	924,345.59	
DOLLAR GENERAL CORP	49,854	199.97	9,969,304.38	
DOLLAR TREE INC	47,539	142.84	6,790,470.76	
DOORDASH INC - A	23,386	96.21	2,249,967.06	
EBAY INC	141,431	55.46	7,843,763.26	
ETSY INC	27,069	127.30	3,445,883.70	
FIVERR INTERNATIONAL LTD	6,400	70.69	452,416.00	
GENUINE PARTS CO	31,772	126.86	4,030,595.92	
HOME DEPOT INC	227,709	346.87	78,985,420.83	
LKQ CORP	57,927	49.17	2,848,270.59	
LOWE'S COS INC	149,420	222.69	33,274,339.80	
MERCADOLIBRE INC	9,667	937.26	9,060,492.42	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	14,704	676.96	9,954,019.84	
POOL CORP	8,689	454.83	3,952,017.87	
ROSS STORES INC	75,095	93.47	7,019,129.65	
TARGET CORP	105,278	204.39	21,517,770.42	
TJX COMPANIES INC	259,531	66.15	17,167,975.65	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	24,851	214.18	5,322,587.18	
ULTA BEAUTY INC	11,314	375.83	4,252,140.62	
WAYFAIR INC- CLASS A	16,269	128.09	2,083,896.21	
COSTCO WHOLESALE CORP	95,482	512.67	48,950,756.94	
KROGER CO	152,754	45.59	6,964,054.86	
SYSSCO CORP	112,307	83.55	9,383,249.85	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	155,909	46.61	7,266,918.49	
WALMART INC	332,547	137.99	45,888,160.53	
ALTRIA GROUP INC	398,377	51.74	20,612,025.98	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	118,675	76.39	9,065,583.25	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	68,030	66.52	4,525,355.60	
BUNGE LTD	32,296	99.30	3,206,992.80	
CAMPBELL SOUP CO	44,201	44.95	1,986,834.95	
COCA-COLA CO/THE	886,043	62.54	55,413,129.22	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	43,572	55.40	2,413,888.80	
CONAGRA BRANDS INC	107,877	36.02	3,885,729.54	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	35,866	215.85	7,741,676.10	
GENERAL MILLS INC	129,748	68.15	8,842,326.20	
HERSHEY CO/THE	31,341	202.59	6,349,373.19	

HORMEL FOODS CORP	61,019	47.45	2,895,351.55	
JM SMUCKER CO/THE	23,569	138.99	3,275,855.31	
KELLOGG CO	57,020	66.07	3,767,311.40	
KEURIG DR PEPPER INC	152,608	38.48	5,872,355.84	
KRAFT HEINZ CO/THE	144,720	38.46	5,565,931.20	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	54,628	97.79	5,342,072.12	
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	39,402	49.00	1,930,698.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	302,568	66.00	19,969,488.00	
MONSTER BEVERAGE CORP	84,069	81.27	6,832,287.63	
PEPSICO INC	298,554	167.71	50,070,491.34	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	336,469	111.61	37,553,305.09	
TYSON FOODS INC-CL A	63,900	92.27	5,896,053.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	54,045	98.78	5,338,565.10	
CLOROX COMPANY	27,132	150.55	4,084,722.60	
COLGATE-PALMOLIVE CO	173,022	79.55	13,763,900.10	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	50,075	302.99	15,172,224.25	
KIMBERLY-CLARK CORP	71,892	133.15	9,572,419.80	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	523,747	159.90	83,747,145.30	
ABBOTT LABORATORIES	382,387	116.79	44,658,977.73	
ABIOMED INC	9,316	298.38	2,779,708.08	
ALIGN TECHNOLOGY INC	16,326	498.65	8,140,959.90	
AMERISOURCEBERGEN CORP	34,557	141.50	4,889,815.50	
ANTHEM INC	52,464	446.24	23,411,535.36	
BAXTER INTERNATIONAL INC	106,674	82.35	8,784,603.90	
BECTON DICKINSON AND CO	61,954	264.04	16,358,334.16	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	307,513	42.55	13,084,678.15	
CARDINAL HEALTH INC	65,351	54.18	3,540,717.18	
CENTENE CORP	124,158	82.06	10,188,405.48	
CERNER CORP	65,500	91.45	5,989,975.00	
CIGNA CORP	73,153	228.65	16,726,433.45	
COOPER COS INC/THE	10,714	388.98	4,167,531.72	
CVS HEALTH CORP	284,262	102.13	29,031,678.06	
DAVITA INC	16,000	115.49	1,847,840.00	
DENTSPLY SIRONA INC	44,409	55.09	2,446,491.81	
DEXCOM INC	20,893	381.24	7,965,247.32	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	133,916	105.62	14,144,207.92	

HCA HEALTHCARE INC	54,827	244.10	13,383,270.70	
HENRY SCHEIN INC	31,351	83.47	2,616,867.97	
HOLOGIC INC	56,376	70.05	3,949,138.80	
HUMANA INC	27,898	421.75	11,765,981.50	
IDEXX LABORATORIES INC	18,016	489.45	8,817,931.20	
INMODE LTD	10,900	41.58	453,222.00	
INSULET CORP	14,630	234.18	3,426,053.40	
INTUITIVE SURGICAL INC	77,033	280.78	21,629,325.74	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	20,897	264.47	5,526,629.59	
MASIMO CORP	10,850	154.34	1,674,589.00	
MCKESSON CORP	33,524	270.81	9,078,634.44	
MEDTRONIC PLC	290,233	100.58	29,191,635.14	
MOLINA HEALTHCARE INC	12,915	314.87	4,066,546.05	
NOVOCURE LTD	21,179	76.00	1,609,604.00	
OAK STREET HEALTH INC	24,600	15.75	387,450.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	26,180	131.38	3,439,528.40	
RESMED INC	32,110	231.73	7,440,850.30	
STERIS PLC	21,757	226.03	4,917,734.71	
STRYKER CORP	73,170	248.14	18,156,403.80	
TELADOC HEALTH INC	30,683	65.00	1,994,395.00	
TELEFLEX INC	10,448	315.78	3,299,269.44	
UNITEDHEALTH GROUP INC	203,193	467.81	95,055,717.33	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	17,045	134.79	2,297,495.55	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	30,265	217.90	6,594,743.50	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	44,295	121.02	5,360,580.90	
10X GENOMICS INC-CLASS A	16,433	81.56	1,340,275.48	
ABBVIE INC	381,484	144.03	54,945,140.52	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	66,251	132.05	8,748,444.55	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	25,216	147.50	3,719,360.00	
AMGEN INC	122,774	220.77	27,104,815.98	
AVANTOR INC	114,406	34.00	3,889,804.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	4,596	583.76	2,682,960.96	
BIO-TECHNE CORP	8,499	401.01	3,408,183.99	
BIOGEN INC	31,661	209.79	6,642,161.19	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	41,039	84.86	3,482,569.54	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	479,961	67.55	32,421,365.55	

CATALENT INC	36,921	99.04	3,656,655.84
CHARLES RIVER LABORATORIES	10,927	293.61	3,208,276.47
DANAHER CORP	138,583	266.93	36,991,960.19
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	96,813	25.51	2,469,699.63
ELI LILLY & CO	175,423	240.31	42,155,901.13
EXACT SCIENCES CORP	38,473	74.13	2,852,003.49
GILEAD SCIENCES INC	271,619	61.05	16,582,339.95
HORIZON THERAPEUTICS PLC	45,838	93.37	4,279,894.06
ILLUMINA INC	31,548	311.97	9,842,029.56
INCYTE CORP	39,498	68.53	2,706,797.94
IQVIA HOLDINGS INC	41,644	228.27	9,506,075.88
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	12,978	137.89	1,789,536.42
JOHNSON & JOHNSON	567,870	163.36	92,767,243.20
MERCK & CO. INC.	546,325	76.37	41,722,840.25
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	4,923	1,408.46	6,933,848.58
MODERNA INC	73,392	145.74	10,696,150.08
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	20,253	85.32	1,727,985.96
NOVAVAX INC	15,085	81.89	1,235,310.65
PERKINELMER INC	24,567	179.21	4,402,652.07
PFIZER INC	1,209,907	48.53	58,716,786.71
REGENERON PHARMACEUTICALS	22,631	615.13	13,921,007.03
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	74,688	39.41	2,943,454.08
SEAGEN INC	29,203	120.26	3,511,952.78
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	230,144	8.15	1,875,673.60
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	84,881	537.14	45,592,980.34
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	56,419	229.61	12,954,366.59
VIATRIS INC	269,886	14.71	3,970,023.06
WATERS CORP	13,491	316.18	4,265,584.38
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	15,760	369.49	5,823,162.40
ZOETIS INC	102,262	191.32	19,564,765.84
BANK OF AMERICA CORP	1,633,749	45.96	75,087,104.04
CITIGROUP INC	437,397	64.14	28,054,643.58
CITIZENS FINANCIAL GROUP	93,263	53.25	4,966,254.75
FIFTH THIRD BANCORP	149,529	48.23	7,211,783.67
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,606	771.82	2,011,362.92
FIRST REPUBLIC BANK/CA	36,973	168.59	6,233,278.07

HUNTINGTON BANCSHARES INC	318, 663	15. 85	5, 050, 808. 55	
JPMORGAN CHASE & CO	644, 487	152. 14	98, 052, 252. 18	
KEYCORP	210, 614	25. 64	5, 400, 142. 96	
M & T BANK CORP	28, 217	182. 35	5, 145, 369. 95	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	91, 150	201. 17	18, 336, 645. 50	
REGIONS FINANCIAL CORP	210, 035	23. 70	4, 977, 829. 50	
SIGNATURE BANK	13, 245	335. 25	4, 440, 386. 25	
SVB FINANCIAL GROUP	12, 785	613. 13	7, 838, 867. 05	
TRUIST FINANCIAL CORP	285, 830	62. 32	17, 812, 925. 60	
US BANCORP	303, 724	57. 10	17, 342, 640. 40	
WEBSTER FINANCIAL CORP	40, 000	59. 70	2, 388, 000. 00	
WELLS FARGO & CO	886, 167	55. 63	49, 297, 470. 21	
AGNC INVESTMENT CORP	119, 117	13. 44	1, 600, 932. 48	
ALLY FINANCIAL INC	73, 897	49. 76	3, 677, 114. 72	
AMERICAN EXPRESS CO	145, 755	194. 88	28, 404, 734. 40	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	24, 455	300. 56	7, 350, 194. 80	
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	308, 776	7. 11	2, 195, 397. 36	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	79, 026	64. 17	5, 071, 098. 42	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	174, 705	56. 38	9, 849, 867. 90	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	285, 963	314. 80	90, 021, 152. 40	
BLACKROCK INC	32, 775	756. 02	24, 778, 555. 50	
BLACKSTONE INC	147, 937	123. 86	18, 323, 476. 82	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	95, 478	153. 96	14, 699, 792. 88	
CARLYLE GROUP INC/THE	37, 398	45. 71	1, 709, 462. 58	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	22, 574	118. 81	2, 682, 016. 94	
CME GROUP INC	77, 444	236. 62	18, 324, 799. 28	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	8, 200	189. 16	1, 551, 112. 00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	63, 938	123. 81	7, 916, 163. 78	
EQUITABLE HOLDINGS INC	84, 737	33. 17	2, 810, 726. 29	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	8, 392	403. 01	3, 382, 059. 92	
FRANKLIN RESOURCES INC	65, 423	30. 37	1, 986, 896. 51	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	12, 000	42. 78	513, 360. 00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	73, 202	346. 04	25, 330, 820. 08	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	121, 068	122. 87	14, 875, 625. 16	
INVESCO LTD	73, 382	22. 47	1, 648, 893. 54	
KKR & CO INC	115, 220	59. 14	6, 814, 110. 80	

MARKETAXESS HOLDINGS INC	8, 574	372. 01	3, 189, 613. 74	
MOODY' S CORP	36, 090	323. 58	11, 678, 002. 20	
MORGAN STANLEY	294, 901	95. 42	28, 139, 453. 42	
MSCI INC	17, 859	527. 00	9, 411, 693. 00	
NASDAQ INC	24, 716	171. 54	4, 239, 782. 64	
NORTHERN TRUST CORP	42, 555	118. 52	5, 043, 618. 60	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	38, 531	108. 52	4, 181, 384. 12	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	39, 700	11. 81	468, 857. 00	
S&P GLOBAL INC	52, 039	378. 67	19, 705, 608. 13	
SCHWAB (CHARLES) CORP	311, 983	85. 61	26, 708, 864. 63	
SEI INVESTMENTS COMPANY	25, 390	59. 07	1, 499, 787. 30	
SOFI TECHNOLOGIES INC	113, 000	11. 39	1, 287, 070. 00	
STATE STREET CORP	76, 795	93. 39	7, 171, 885. 05	
SYNCHRONY FINANCIAL	123, 927	43. 42	5, 380, 910. 34	
T ROWE PRICE GROUP INC	49, 313	143. 47	7, 074, 936. 11	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	21, 157	80. 67	1, 706, 735. 19	
UPSTART HOLDINGS INC	4, 300	130. 05	559, 215. 00	
AFLAC INC	136, 319	63. 17	8, 611, 271. 23	
ALLEGHANY CORP	2, 855	687. 80	1, 963, 669. 00	
ALLSTATE CORP	63, 131	125. 89	7, 947, 561. 59	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	14, 652	134. 65	1, 972, 891. 80	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	186, 815	61. 73	11, 532, 089. 95	
AON PLC-CLASS A	48, 751	283. 80	13, 835, 533. 80	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	82, 130	47. 10	3, 868, 323. 00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	43, 773	154. 28	6, 753, 298. 44	
ASSURANT INC	12, 691	165. 54	2, 100, 868. 14	
BROWN & BROWN INC	54, 745	66. 14	3, 620, 834. 30	
CHUBB LTD	94, 414	204. 71	19, 327, 489. 94	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	33, 719	125. 58	4, 234, 432. 02	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	5, 829	181. 81	1, 059, 770. 49	
EVEREST RE GROUP LTD	8, 861	304. 42	2, 697, 465. 62	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	57, 142	47. 75	2, 728, 530. 50	
GLOBE LIFE INC	22, 232	105. 08	2, 336, 138. 56	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	76, 662	70. 53	5, 406, 970. 86	
LINCOLN NATIONAL CORP	36, 189	69. 65	2, 520, 563. 85	
LOEWS CORP	45, 838	61. 60	2, 823, 620. 80	

MARKEL CORP	3,036	1,253.00	3,804,108.00
MARSH & MCLENNAN COS	109,006	152.19	16,589,623.14
METLIFE INC	156,089	69.55	10,855,989.95
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	59,968	72.48	4,346,480.64
PROGRESSIVE CORP	126,954	106.41	13,509,175.14
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	82,390	114.07	9,398,227.30
TRAVELERS COS INC/THE	53,042	170.63	9,050,556.46
WILLIS TOWERS WATSON PLC	27,469	225.61	6,197,281.09
WR BERKLEY CORP	31,973	90.47	2,892,597.31
CBRE GROUP INC - A	71,246	99.69	7,102,513.74
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	271,100	5.61	1,520,871.00
ZILLOW GROUP INC - A	11,814	60.80	718,291.20
ZILLOW GROUP INC - C	39,739	60.81	2,416,528.59
ACCENTURE PLC-CL A	136,823	321.18	43,944,811.14
ADOBE INC	102,828	442.56	45,507,559.68
AFFIRM HOLDINGS INC	19,100	37.33	713,003.00
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	35,940	100.33	3,605,860.20
ANSYS INC	18,395	299.57	5,510,590.15
ASANA INC - CL A	14,600	63.14	921,844.00
AUTODESK INC	47,387	216.84	10,275,397.08
AUTOMATIC DATA PROCESSING	91,296	200.45	18,300,283.20
AVALARA INC	18,034	93.40	1,684,375.60
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	40,100	37.46	1,502,146.00
BILL.COM HOLDINGS INC	16,300	224.23	3,654,949.00
BLACK KNIGHT INC	34,374	55.86	1,920,131.64
BLOCK INC	107,796	97.72	10,533,825.12
BROADRIDGE FINANCIAL SOUTIO	25,226	142.38	3,591,677.88
CADENCE DESIGN SYS INC	60,471	134.95	8,160,561.45
CERIDIAN HCM HOLDING INC	27,054	66.85	1,808,559.90
CHECK POINT SOFTWARE TECH	23,481	130.79	3,071,079.99
CITRIX SYSTEMS INC	26,187	101.88	2,667,931.56
CLOUDFLARE INC - CLASS A	52,180	95.87	5,002,496.60
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	115,635	86.36	9,986,238.60
COUPA SOFTWARE INC	16,876	115.97	1,957,109.72
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	41,094	164.93	6,777,633.42
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	8,285	140.75	1,166,113.75

DATADOG INC - CLASS A	41,838	159.02	6,653,078.76	
DOCUSIGN INC	42,315	110.28	4,666,498.20	
DROPBOX INC-CLASS A	64,861	23.02	1,493,100.22	
DYNATRACE INC	38,788	41.64	1,615,132.32	
EPAM SYSTEMS INC	12,562	443.23	5,567,855.26	
FAIR ISAAC CORP	6,056	498.20	3,017,099.20	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	133,342	95.64	12,752,828.88	
FISERV INC	129,858	94.13	12,223,533.54	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	17,158	233.51	4,006,564.58	
FORTINET INC	30,317	304.85	9,242,137.45	
GARTNER INC	18,357	288.23	5,291,038.11	
GLOBAL PAYMENTS INC	62,562	136.62	8,547,220.44	
GODADDY INC - CLASS A	34,917	83.62	2,919,759.54	
GUIDEWIRE SOFTWARE INC	16,016	87.81	1,406,364.96	
HUBSPOT INC	9,798	497.59	4,875,386.82	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	193,520	124.35	24,064,212.00	
INTUIT INC	59,010	481.20	28,395,612.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	15,539	172.46	2,679,855.94	
MASTERCARD INC - A	190,097	369.95	70,326,385.15	
MICROSOFT CORP	1,540,506	287.93	443,557,892.58	
MONGODB INC	12,667	390.18	4,942,410.06	
NORTONLIFELOCK INC	116,073	27.97	3,246,561.81	
NUANCE COMMUNICATIONS INC	64,986	55.15	3,583,977.90	
OKTA INC	26,376	164.67	4,343,335.92	
ORACLE CORP	361,341	74.57	26,945,198.37	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	345,731	11.02	3,809,955.62	
PALO ALTO NETWORKS INC	21,199	482.17	10,221,521.83	
PAYCHEX INC	71,299	115.84	8,259,276.16	
PAYCOM SOFTWARE INC	10,917	318.57	3,477,828.69	
PAYPAL HOLDINGS INC	240,928	103.65	24,972,187.20	
PTC INC	22,873	108.86	2,489,954.78	
RINGCENTRAL INC-CLASS A	17,130	146.88	2,516,054.40	
SALESFORCE.COM INC	211,325	196.84	41,597,213.00	
SERVICENOW INC	42,757	556.01	23,773,319.57	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	44,987	273.77	12,316,090.99	
SPLUNK INC	34,937	114.70	4,007,273.90	

SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	50,868	73.92	3,760,162.56	
SYNOPSYS INC	33,095	287.63	9,519,114.85	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	94,659	78.05	7,388,134.95	
TWILIO INC - A	35,086	158.33	5,555,166.38	
TYLER TECHNOLOGIES INC	8,833	411.28	3,632,836.24	
UNITY SOFTWARE INC	11,919	99.09	1,181,053.71	
VERISIGN INC	21,908	208.22	4,561,683.76	
VISA INC-CLASS A SHARES	364,209	222.69	81,105,702.21	
VMWARE INC-CLASS A	46,071	122.67	5,651,529.57	
WESTERN UNION CO	83,023	19.73	1,638,043.79	
WIX.COM LTD	11,770	86.12	1,013,632.40	
WORKDAY INC-CLASS A	40,924	214.47	8,776,970.28	
ZENDESK INC	24,243	115.06	2,789,399.58	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	45,888	126.96	5,825,940.48	
ZSCALER INC	17,483	255.22	4,462,011.26	
AMPHENOL CORP-CL A	129,946	76.23	9,905,783.58	
APPLE INC	3,566,881	167.30	596,739,191.30	
ARISTA NETWORKS INC	50,199	125.92	6,321,058.08	
ARROW ELECTRONICS INC	15,089	123.74	1,867,112.86	
CDW CORP/DE	30,047	181.76	5,461,342.72	
CISCO SYSTEMS INC	910,750	57.21	52,104,007.50	
COGNEX CORP	35,370	65.72	2,324,516.40	
CORNING INC	173,771	41.70	7,246,250.70	
DELL TECHNOLOGIES -C	58,989	58.90	3,474,452.10	
F5 INC	12,926	201.69	2,607,044.94	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	289,252	17.33	5,012,737.16	
HP INC	264,093	36.20	9,560,166.60	
IPG PHOTONICS CORP	6,981	136.81	955,070.61	
JUNIPER NETWORKS INC	67,383	34.32	2,312,584.56	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	39,029	160.59	6,267,667.11	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	37,167	217.81	8,095,344.27	
NETAPP INC	48,562	90.90	4,414,285.80	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	44,798	108.64	4,866,854.72	
TE CONNECTIVITY LTD	71,581	143.48	10,270,441.88	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	10,189	419.92	4,278,564.88	
TRIMBLE INC	54,603	68.35	3,732,115.05	

WESTERN DIGITAL CORP	68, 180	55. 53	3, 786, 035. 40
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	11, 414	420. 31	4, 797, 418. 34
AT&T INC	1, 541, 350	23. 87	36, 792, 024. 50
LIBERTY GLOBAL PLC- C	82, 002	26. 54	2, 176, 333. 08
LIBERTY GLOBAL PLC-A	34, 462	26. 55	914, 966. 10
LUMEN TECHNOLOGIES INC	197, 521	9. 94	1, 963, 358. 74
T-MOBILE US INC	134, 284	123. 98	16, 648, 530. 32
VERIZON COMMUNICATIONS INC	894, 168	53. 83	48, 133, 063. 44
AES CORP	136, 022	21. 26	2, 891, 827. 72
ALLIANT ENERGY CORP	52, 573	57. 10	3, 001, 918. 30
AMEREN CORPORATION	55, 316	84. 67	4, 683, 605. 72
AMERICAN ELECTRIC POWER	109, 463	85. 71	9, 382, 073. 73
AMERICAN WATER WORKS CO INC	38, 590	148. 26	5, 721, 353. 40
ATMOS ENERGY CORP	27, 205	106. 04	2, 884, 818. 20
CENTERPOINT ENERGY INC	130, 459	26. 61	3, 471, 513. 99
CMS ENERGY CORP	60, 312	62. 51	3, 770, 103. 12
CONSOLIDATED EDISON INC	78, 357	84. 61	6, 629, 785. 77
CONSTELLATION ENERGY	70, 576	45. 41	3, 204, 856. 16
DOMINION ENERGY INC	174, 846	79. 15	13, 839, 060. 90
DTE ENERGY COMPANY	42, 200	119. 35	5, 036, 570. 00
DUKE ENERGY CORP	165, 635	99. 81	16, 532, 029. 35
EDISON INTERNATIONAL	82, 386	59. 94	4, 938, 216. 84
ENTERGY CORP	43, 915	104. 62	4, 594, 387. 30
ESSENTIAL UTILITIES INC	49, 960	45. 52	2, 274, 179. 20
EVERGY INC	51, 599	60. 97	3, 145, 991. 03
EVERSOURCE ENERGY	73, 253	82. 82	6, 066, 813. 46
EXELON CORP	211, 729	41. 63	8, 814, 278. 27
FIRSTENERGY CORP	118, 816	40. 98	4, 869, 079. 68
NEXTERA ENERGY INC	424, 729	74. 15	31, 493, 655. 35
NISOURCE INC	84, 084	28. 45	2, 392, 189. 80
NRG ENERGY INC	54, 979	38. 43	2, 112, 842. 97
P G & E CORP	329, 221	11. 41	3, 756, 411. 61
PPL CORP	167, 745	26. 10	4, 378, 144. 50
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	107, 779	64. 68	6, 971, 145. 72
SEMPRA ENERGY	69, 768	135. 51	9, 454, 261. 68
SOUTHERN CO/THE	227, 831	63. 77	14, 528, 782. 87

	UGI CORP	42,489	38.04	1,616,281.56	
	VISTRA CORP	90,388	21.45	1,938,822.60	
	WEC ENERGY GROUP INC	67,462	90.00	6,071,580.00	
	XCEL ENERGY INC	114,010	66.00	7,524,660.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES	352,509	113.83	40,126,099.47	
	ANALOG DEVICES INC	115,860	160.36	18,579,309.60	
	APPLIED MATERIALS INC	194,665	133.35	25,958,577.75	
	BROADCOM INC	88,541	579.99	51,352,894.59	
	ENPHASE ENERGY INC	27,891	140.35	3,914,501.85	
	ENTEGRIS INC	29,817	130.19	3,881,875.23	
	INTEL CORP	875,496	45.04	39,432,339.84	
	KLA CORP	32,935	358.30	11,800,610.50	
	LAM RESEARCH CORP	30,494	569.99	17,381,275.06	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	176,575	67.34	11,890,560.50	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	120,367	71.78	8,639,943.26	
	MICRON TECHNOLOGY INC	242,971	90.80	22,061,766.80	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	9,443	457.35	4,318,756.05	
	NVIDIA CORP	539,489	236.42	127,545,989.38	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	56,402	187.09	10,552,250.18	
	ON SEMICONDUCTOR	92,194	60.20	5,550,078.80	
	QORVO INC	24,967	133.20	3,325,604.40	
	QUALCOMM INC	243,434	167.64	40,809,275.76	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	35,385	136.58	4,832,883.30	
	SOLAREDGE TECHNOLOGIES INC	11,595	257.91	2,990,466.45	
	TERADYNE INC	36,421	114.83	4,182,223.43	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	199,303	166.74	33,231,782.22	
	アメリカドル 小計		68,872,121	8,233,660,641.17 (945,141,904,999)	
カナダドル	CAMECO CORP	81,900	25.83	2,115,477.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	257,800	66.19	17,063,782.00	
	CENOVUS ENERGY INC	271,600	19.60	5,323,360.00	
	ENBRIDGE INC	438,000	52.55	23,016,900.00	
	IMPERIAL OIL LTD	56,700	55.40	3,141,180.00	
	KEYERA CORP	42,500	30.03	1,276,275.00	
	PARKLAND CORP	37,300	33.67	1,255,891.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	122,432	42.23	5,170,303.36	

SUNCOR ENERGY INC	318, 500	37. 06	11, 803, 610. 00	
TC ENERGY CORP	212, 600	66. 81	14, 203, 806. 00	
TOURMALINE OIL CORP	68, 200	46. 13	3, 146, 066. 00	
AGNICO EAGLE MINES LTD	96, 140	70. 09	6, 738, 452. 60	
BARRICK GOLD CORP	379, 600	29. 53	11, 209, 588. 00	
CCL INDUSTRIES INC - CL B	35, 100	62. 89	2, 207, 439. 00	
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	125, 500	33. 95	4, 260, 725. 00	
FRANCO-NEVADA CORP	40, 800	188. 61	7, 695, 288. 00	
IVANHOE MINES LTD-CL A	142, 900	11. 12	1, 589, 048. 00	
KINROSS GOLD CORP	284, 300	7. 42	2, 109, 506. 00	
LUNDIN MINING CORP	154, 200	11. 66	1, 797, 972. 00	
NUTRIEN LTD	125, 959	96. 69	12, 178, 975. 71	
PAN AMERICAN SILVER CORP	50, 100	30. 50	1, 528, 050. 00	
TECK RESOURCES LTD-CLS B	107, 200	45. 30	4, 856, 160. 00	
WEST FRASER TIMBER CO LTD	19, 200	123. 19	2, 365, 248. 00	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	93, 600	55. 49	5, 193, 864. 00	
BALLARD POWER SYSTEMS INC	58, 400	12. 26	715, 984. 00	
CAE INC	74, 900	32. 44	2, 429, 756. 00	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	18, 100	107. 93	1, 953, 533. 00	
WSP GLOBAL INC	26, 100	149. 99	3, 914, 739. 00	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	38, 500	36. 28	1, 396, 780. 00	
RITCHIE BROS AUCTIONEERS	20, 900	65. 43	1, 367, 487. 00	
THOMSON REUTERS CORP	37, 732	127. 80	4, 822, 149. 60	
AIR CANADA	34, 500	25. 40	876, 300. 00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	152, 700	159. 13	24, 299, 151. 00	
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	202, 400	92. 33	18, 687, 592. 00	
TFI INTERNATIONAL INC	18, 500	130. 44	2, 413, 140. 00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	62, 100	98. 78	6, 134, 238. 00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	42, 800	48. 46	2, 074, 088. 00	
RESTAURANT BRANDS INTERN	64, 310	72. 78	4, 680, 481. 80	
QUEBECOR INC -CL B	39, 300	30. 10	1, 182, 930. 00	
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	102, 900	37. 30	3, 838, 170. 00	
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	12, 900	192. 39	2, 481, 831. 00	
DOLLARAMA INC	60, 200	64. 29	3, 870, 258. 00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	174, 800	49. 66	8, 680, 568. 00	
EMPIRE CO LTD 'A'	42, 300	39. 43	1, 667, 889. 00	

LOBLAW COMPANIES LTD	37,000	98.17	3,632,290.00	
METRO INC/CN	52,700	66.93	3,527,211.00	
WESTON (GEORGE) LTD	15,611	137.93	2,153,225.23	
SAPUTO INC	46,600	30.97	1,443,202.00	
BAUSCH HEALTH COS INC	63,100	30.54	1,927,074.00	
CANOPY GROWTH CORP	36,500	9.80	357,700.00	
BANK OF MONTREAL	139,100	146.48	20,375,368.00	
BANK OF NOVA SCOTIA	262,300	91.87	24,097,501.00	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	96,700	160.61	15,530,987.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	72,000	101.64	7,318,080.00	
ROYAL BANK OF CANADA	308,100	141.05	43,457,505.00	
TORONTO-DOMINION BANK	394,100	106.23	41,865,243.00	
BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	303,750	67.91	20,627,662.50	
IGM FINANCIAL INC	20,700	44.71	925,497.00	
ONEX CORPORATION	16,300	87.37	1,424,131.00	
TMX GROUP LTD	12,500	124.83	1,560,375.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,500	645.67	3,551,185.00	
GREAT-WEST LIFECO INC	55,300	39.03	2,158,359.00	
IA FINANCIAL CORP INC	20,500	79.17	1,622,985.00	
INTACT FINANCIAL CORP	38,000	183.61	6,977,180.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	410,300	26.90	11,037,070.00	
POWER CORP OF CANADA	125,600	40.29	5,060,424.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	124,400	67.68	8,419,392.00	
FIRSTSERVICE CORP	7,700	175.97	1,354,969.00	
BLACKBERRY LTD	121,600	8.49	1,032,384.00	
CGI INC	45,000	105.52	4,748,400.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,400	2,058.83	9,058,852.00	
LIGHTSPEED COMMERCE INC	23,200	33.93	787,176.00	
NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	11,300	67.65	764,445.00	
OPEN TEXT CORP	57,100	54.51	3,112,521.00	
SHOPIFY INC - CLASS A	24,500	837.00	20,506,500.00	
BCE INC	15,400	66.72	1,027,488.00	
ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	79,200	66.33	5,253,336.00	
TELUS CORP	115,100	32.13	3,698,163.00	
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	137,800	17.75	2,445,950.00	
ALTAGAS LTD	55,200	27.62	1,524,624.00	

	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29, 450	44. 36	1, 306, 402. 00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	23, 200	34. 98	811, 536. 00	
	EMERA INC	52, 900	58. 80	3, 110, 520. 00	
	FORTIS INC	101, 800	57. 76	5, 879, 968. 00	
	HYDRO ONE LTD	69, 100	31. 27	2, 160, 757. 00	
	NORTHLAND POWER INC	51, 900	36. 93	1, 916, 667. 00	
	カナダドル 小計	8, 528, 984		548, 284, 336. 80 (49, 373, 004, 528)	
オーストラリア ドル	AMPOL LTD	59, 251	30. 27	1, 793, 527. 77	
	SANTOS LTD	687, 576	6. 87	4, 723, 647. 12	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	43, 399	25. 72	1, 116, 222. 28	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	217, 603	28. 19	6, 134, 228. 57	
	BHP GROUP LTD	1, 093, 341	48. 24	52, 742, 769. 84	
	BLUESCOPE STEEL LTD	96, 984	18. 83	1, 826, 208. 72	
	EVOLUTION MINING LTD	376, 840	4. 22	1, 590, 264. 80	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	374, 633	19. 61	7, 346, 553. 13	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	98, 150	46. 03	4, 517, 844. 50	
	NEWCREST MINING LTD	189, 390	24. 57	4, 653, 312. 30	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	251, 805	9. 71	2, 445, 026. 55	
	ORICA LTD	81, 415	15. 00	1, 221, 225. 00	
	RIO TINTO LTD	79, 211	120. 20	9, 521, 162. 20	
	SOUTH32 LTD	995, 810	4. 56	4, 540, 893. 60	
	REECE LTD	53, 600	20. 38	1, 092, 368. 00	
	BRAMBLES LTD	306, 222	10. 23	3, 132, 651. 06	
	AURIZON HOLDINGS LTD	438, 172	3. 74	1, 638, 763. 28	
	QANTAS AIRWAYS LTD	240, 658	5. 31	1, 277, 893. 98	
	TRANSURBAN GROUP	647, 070	12. 82	8, 295, 437. 40	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	131, 838	39. 00	5, 141, 682. 00	
	CROWN RESORTS LTD	68, 133	12. 32	839, 398. 56	
	DOMINO'S PIZZA ENTERPRISES L	12, 910	102. 41	1, 322, 113. 10	
	IDP EDUCATION LTD	45, 653	27. 09	1, 236, 739. 77	
	TABCORP HOLDINGS LTD	447, 984	5. 16	2, 311, 597. 44	
	REA GROUP LTD	11, 423	134. 35	1, 534, 680. 05	
	SEEK LTD	65, 740	27. 31	1, 795, 359. 40	
	WESFARMERS LTD	247, 329	50. 25	12, 428, 282. 25	
	COLES GROUP LTD	296, 065	16. 74	4, 956, 128. 10	

	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	284, 660	7. 18	2, 043, 858. 80	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	279, 933	34. 49	9, 654, 889. 17	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	161, 259	11. 97	1, 930, 270. 23	
	COCHLEAR LTD	14, 105	190. 25	2, 683, 476. 25	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	39, 800	63. 97	2, 546, 006. 00	
	SONIC HEALTHCARE LTD	92, 906	36. 25	3, 367, 842. 50	
	CSL LTD	103, 392	263. 54	27, 247, 927. 68	
	AUST AND NZ BANKING GROUP	616, 522	28. 17	17, 367, 424. 74	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	383, 017	98. 09	37, 570, 137. 53	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	710, 677	30. 75	21, 853, 317. 75	
	WESTPAC BANKING CORP	794, 666	23. 85	18, 952, 784. 10	
	ASX LTD	44, 474	83. 49	3, 713, 134. 26	
	MACQUARIE GROUP LTD	76, 383	190. 71	14, 567, 001. 93	
	MAGELLAN FINANCIAL GROUP LTD	28, 293	21. 44	606, 601. 92	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	525, 614	4. 82	2, 533, 459. 48	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	571, 288	3. 26	1, 862, 398. 88	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	308, 878	12. 10	3, 737, 423. 80	
	SUNCORP GROUP LTD	258, 151	11. 44	2, 953, 247. 44	
	LENDLEASE GROUP	163, 134	10. 31	1, 681, 911. 54	
	COMPUTERSHARE LTD	104, 455	22. 70	2, 371, 128. 50	
	WISETECH GLOBAL LTD	30, 612	44. 55	1, 363, 764. 60	
	XERO LTD	27, 977	101. 67	2, 844, 421. 59	
	TELSTRA CORP LTD	904, 630	3. 97	3, 591, 381. 10	
	APA GROUP	244, 844	10. 17	2, 490, 063. 48	
	ORIGIN ENERGY LTD	366, 503	5. 74	2, 103, 727. 22	
	オーストラリアドル 小計		14, 794, 378	342, 813, 581. 26 (28, 330, 114, 355)	
イギリスポンド	BP PLC	4, 347, 435	3. 88	16, 885, 437. 54	
	SHELL PLC	1, 697, 947	19. 44	33, 011, 485. 57	
	ANGLO AMERICAN PLC	278, 037	35. 74	9, 937, 042. 38	
	ANTOFAGASTA PLC	78, 909	13. 96	1, 101, 569. 64	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	30, 712	69. 72	2, 141, 240. 64	
	GLENCORE PLC	2, 148, 468	4. 17	8, 977, 373. 53	
	JOHNSON MATTHEY PLC	40, 850	17. 73	724, 270. 50	
	MONDI PLC	99, 142	19. 12	1, 896, 090. 75	
	RIO TINTO PLC	240, 861	56. 94	13, 714, 625. 34	

ASHTead GROUP PLC	95, 612	46. 28	4, 424, 923. 36	
BAE SYSTEMS PLC	699, 363	5. 91	4, 138, 830. 23	
BUNZL PLC	71, 046	27. 30	1, 939, 555. 80	
DCC PLC	23, 269	60. 60	1, 410, 101. 40	
FERGUSON PLC	47, 507	110. 50	5, 249, 523. 50	
MELROSE INDUSTRIES PLC	971, 774	1. 51	1, 476, 124. 70	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	1, 875, 280	1. 14	2, 151, 321. 21	
SMITHS GROUP PLC	91, 485	15. 02	1, 374, 562. 12	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	16, 456	114. 45	1, 883, 389. 20	
EXPERIAN PLC	197, 399	27. 87	5, 501, 510. 13	
INTERTEK GROUP PLC	37, 557	51. 22	1, 923, 669. 54	
RELX PLC	413, 967	22. 14	9, 165, 229. 38	
RENTOKIL INITIAL PLC	417, 058	4. 82	2, 011, 053. 67	
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	220, 084	5. 98	1, 316, 542. 48	
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	25, 023	39. 23	981, 652. 29	
BURBERRY GROUP PLC	90, 880	20. 24	1, 839, 411. 20	
PERSIMMON PLC	64, 494	24. 08	1, 553, 015. 52	
TAYLOR WIMPEY PLC	842, 559	1. 48	1, 251, 200. 11	
COMPASS GROUP PLC	381, 249	17. 16	6, 544, 139. 08	
ENTAIN PLC	119, 116	16. 41	1, 954, 693. 56	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	42, 043	48. 88	2, 055, 061. 84	
WHITBREAD PLC	41, 256	30. 41	1, 254, 594. 96	
AUTO TRADER GROUP PLC	201, 068	6. 25	1, 257, 479. 27	
INFORMA PLC	309, 231	6. 02	1, 862, 189. 08	
PEARSON PLC	156, 686	6. 24	978, 347. 38	
WPP PLC	272, 775	11. 81	3, 222, 836. 62	
JD SPORTS FASHION PLC	497, 980	1. 61	804, 486. 69	
KINGFISHER PLC	450, 309	3. 24	1, 459, 451. 46	
NEXT PLC	30, 253	68. 46	2, 071, 120. 38	
OCADO GROUP PLC	106, 238	13. 00	1, 381, 094. 00	
SAINSBURY (J) PLC	351, 321	2. 73	960, 160. 29	
TESCO PLC	1, 650, 699	2. 87	4, 747, 410. 32	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	80, 908	19. 27	1, 559, 097. 16	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	468, 796	33. 66	15, 779, 673. 36	
COCA-COLA HBC AG-DI	44, 409	23. 15	1, 028, 068. 35	
DIAGEO PLC	501, 172	36. 36	18, 222, 613. 92	

	IMPERIAL BRANDS PLC	207, 965	17. 47	3, 634, 188. 37	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	152, 896	63. 40	9, 693, 606. 40	
	UNILEVER PLC	560, 977	38. 50	21, 597, 614. 50	
	SMITH & NEPHEW PLC	197, 459	11. 79	2, 328, 041. 61	
	ASTRAZENECA PLC	334, 295	91. 50	30, 587, 992. 50	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	1, 080, 758	15. 61	16, 874, 955. 41	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	33, 592	19. 38	651, 180. 92	
	BARCLAYS PLC	3, 613, 092	1. 91	6, 916, 903. 32	
	HSBC HOLDINGS PLC	4, 395, 175	5. 46	24, 032, 816. 90	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	15, 172, 069	0. 50	7, 725, 617. 53	
	NATWEST GROUP PLC	1, 290, 770	2. 37	3, 064, 287. 98	
	STANDARD CHARTERED PLC	546, 761	5. 72	3, 127, 472. 92	
	3I GROUP PLC	214, 678	12. 98	2, 786, 520. 44	
	ABRDN PLC	446, 113	2. 33	1, 042, 119. 96	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	82, 621	12. 98	1, 072, 420. 58	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	70, 238	64. 92	4, 559, 850. 96	
	M&G PLC	557, 560	2. 12	1, 186, 487. 68	
	SCHRODERS PLC	29, 015	32. 23	935, 153. 45	
	ST JAMES'S PLACE PLC	113, 399	15. 08	1, 710, 623. 91	
	ADMIRAL GROUP PLC	38, 004	29. 57	1, 123, 778. 28	
	AVIVA PLC	861, 690	4. 29	3, 696, 650. 10	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	1, 298, 451	2. 71	3, 527, 891. 36	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	125, 444	6. 41	804, 597. 81	
	PRUDENTIAL PLC	557, 835	11. 47	6, 398, 367. 45	
	AVEVA GROUP PLC	26, 671	24. 60	656, 106. 60	
	SAGE GROUP PLC/THE	219, 588	6. 79	1, 491, 441. 69	
	HALMA PLC	84, 949	22. 46	1, 907, 954. 54	
	BT GROUP PLC	1, 960, 942	1. 92	3, 777, 754. 76	
	VODAFONE GROUP PLC	5, 920, 344	1. 35	8, 049, 299. 70	
	NATIONAL GRID PLC	788, 499	10. 79	8, 511, 058. 20	
	SEVERN TRENT PLC	55, 574	28. 35	1, 575, 522. 90	
	SSE PLC	226, 204	15. 97	3, 612, 477. 88	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	147, 666	10. 58	1, 562, 306. 28	
	イギリスポンド 小計	62, 279, 977		395, 346, 332. 34 (61, 685, 888, 235)	
イスラエル	CLARIANT AG-REG	42, 084	16. 40	690, 177. 60	

EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1, 369	915. 50	1, 253, 319. 50
GIVAUDAN-REG	2, 016	3, 553. 00	7, 162, 848. 00
HOLCIM LTD	113, 119	49. 49	5, 598, 259. 31
SIKA AG-REG	30, 683	292. 40	8, 971, 709. 20
ABB LTD-REG	350, 784	30. 99	10, 870, 796. 16
GEBERIT AG-REG	7, 913	594. 00	4, 700, 322. 00
SCHINDLER HOLDING AG-REG	3, 560	203. 00	722, 680. 00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	8, 711	206. 50	1, 798, 821. 50
VAT GROUP AG	5, 942	332. 00	1, 972, 744. 00
ADECCO GROUP AG-REG	33, 753	46. 47	1, 568, 501. 91
SGS SA-REG	1, 336	2, 552. 00	3, 409, 472. 00
KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	11, 309	243. 10	2, 749, 217. 90
CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	112, 581	128. 65	14, 483, 545. 65
SWATCH GROUP AG/THE-BR	6, 323	288. 70	1, 825, 450. 10
SWATCH GROUP AG/THE-REG	11, 657	55. 65	648, 712. 05
BARRY CALLEBAUT AG-REG	723	2, 084. 00	1, 506, 732. 00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	225	9, 935. 00	2, 235, 375. 00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	23	103, 500. 00	2, 380, 500. 00
NESTLE SA-REG	607, 602	118. 70	72, 122, 357. 40
ALCON INC	109, 598	69. 92	7, 663, 092. 16
SONOVA HOLDING AG-REG	11, 876	314. 00	3, 729, 064. 00
STRAUMANN HOLDING AG-REG	2, 252	1, 402. 00	3, 157, 304. 00
BACHEM HOLDING AG-REG B	1, 377	496. 00	682, 992. 00
LONZA GROUP AG-REG	16, 072	592. 00	9, 514, 624. 00
NOVARTIS AG-REG	473, 007	78. 83	37, 287, 141. 81
ROCHE HOLDING AG-BR	5, 832	375. 60	2, 190, 499. 20
ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	152, 679	339. 50	51, 834, 520. 50
VIFOR PHARMA AG	11, 245	160. 85	1, 808, 758. 25
CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	585, 354	8. 03	4, 700, 392. 62
JULIUS BAER GROUP LTD	45, 094	56. 28	2, 537, 890. 32
PARTNERS GROUP HOLDING AG	5, 019	1, 214. 50	6, 095, 575. 50
UBS GROUP AG-REG	765, 094	18. 17	13, 901, 757. 98
BALOISE HOLDING AG - REG	10, 786	156. 00	1, 682, 616. 00
SWISS LIFE HOLDING AG-REG	7, 124	578. 80	4, 123, 371. 20
SWISS RE AG	65, 064	96. 80	6, 298, 195. 20
ZURICH INSURANCE GROUP AG	32, 418	425. 90	13, 806, 826. 20

	SWISS PRIME SITE-REG	14, 742	90. 05	1, 327, 517. 10	
	TEMENOS AG - REG	15, 481	95. 60	1, 479, 983. 60	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	35, 224	68. 48	2, 412, 139. 52	
	SWISSCOM AG-REG	5, 412	545. 00	2, 949, 540. 00	
	スイスフラン 小計	3, 722, 463		325, 855, 342. 44 (40, 826, 415, 854)	
香港 ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	562, 368	59. 25	33, 320, 304. 00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	294, 500	136. 20	40, 110, 900. 00	
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	428, 000	22. 05	9, 437, 400. 00	
	MTR CORP	372, 000	42. 90	15, 958, 800. 00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	340, 000	32. 65	11, 101, 000. 00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	458, 000	47. 85	21, 915, 300. 00	
	SANDS CHINA LTD	503, 200	23. 65	11, 900, 680. 00	
	CHOW TAI FOKK JEWELLERY GROU	471, 200	16. 38	7, 718, 256. 00	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	424, 400	22. 95	9, 739, 980. 00	
	WH GROUP LTD	1, 590, 000	5. 69	9, 047, 100. 00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	808, 000	31. 70	25, 613, 600. 00	
	HANG SENG BANK LTD	159, 500	166. 00	26, 477, 000. 00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	258, 700	430. 80	111, 447, 960. 00	
	AIA GROUP LTD	2, 610, 200	88. 40	230, 741, 680. 00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	417, 368	52. 40	21, 870, 083. 20	
	ESR CAYMAN LTD	383, 000	25. 25	9, 670, 750. 00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	494, 000	16. 32	8, 062, 080. 00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	319, 641	33. 85	10, 819, 847. 85	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	362, 250	32. 45	11, 755, 012. 50	
	SINO LAND CO	673, 400	10. 38	6, 989, 892. 00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	270, 500	97. 75	26, 441, 375. 00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	85, 000	47. 85	4, 067, 250. 00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	305, 600	20. 80	6, 356, 480. 00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	364, 000	36. 35	13, 231, 400. 00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	891, 000	10. 80	9, 622, 800. 00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	160, 500	50. 20	8, 057, 100. 00	
	CLP HOLDINGS LTD	350, 500	80. 35	28, 162, 675. 00	
	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	501, 500	7. 89	3, 956, 835. 00	
	HONG KONG & CHINA GAS	2, 431, 348	12. 12	29, 467, 937. 76	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	291, 000	50. 15	14, 593, 650. 00	

	香港 ドル 小計	17, 580, 675		777, 655, 128. 31 (11, 439, 306, 937)	
シンガポール ドル	KEPPEL CORP LTD	323, 200	6. 07	1, 961, 824. 00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	268, 900	3. 86	1, 037, 954. 00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	282, 840	5. 39	1, 524, 507. 60	
	GENTING SINGAPORE LTD	1, 234, 500	0. 79	975, 255. 00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	404, 300	4. 68	1, 892, 124. 00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	394, 200	36. 51	14, 392, 242. 00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	715, 400	13. 35	9, 550, 590. 00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	253, 400	32. 66	8, 276, 044. 00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	180, 500	9. 59	1, 730, 995. 00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	520, 300	3. 74	1, 945, 922. 00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	118, 100	7. 29	860, 949. 00	
	UOL GROUP LTD	104, 000	7. 28	757, 120. 00	
	VENTURE CORP LTD	47, 400	18. 05	855, 570. 00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1, 845, 760	2. 58	4, 762, 060. 80	
	シンガポールドル 小計	6, 692, 800		50, 523, 157. 40 (4, 308, 614, 863)	
ニュージーラン ドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	264, 685	7. 07	1, 871, 322. 95	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	121, 748	28. 00	3, 408, 944. 00	
	RYMAN HEALTHCARE LTD	99, 094	9. 24	915, 628. 56	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	384, 103	4. 57	1, 757, 271. 22	
	MERCURY NZ LTD	123, 073	6. 03	742, 130. 19	
	MERIDIAN ENERGY LTD	310, 651	5. 07	1, 575, 000. 57	
	ニュージーランドドル 小計	1, 303, 354		10, 270, 297. 49 (790, 812, 906)	
スウェーデン クローネ	LUNDIN ENERGY AB	40, 109	326. 90	13, 111, 632. 10	
	BOLIDEN AB	58, 210	397. 40	23, 132, 654. 00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	135, 378	163. 40	22, 120, 765. 20	
	ALFA LAVAL AB	65, 282	288. 30	18, 820, 800. 60	
	ASSA ABLOY AB-B	212, 833	258. 30	54, 974, 763. 90	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	143, 031	486. 60	69, 598, 884. 60	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	85, 546	429. 10	36, 707, 788. 60	
	EPIROC AB-A	141, 767	188. 10	26, 666, 372. 70	
	EPIROC AB-B	85, 210	161. 70	13, 778, 457. 00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	100, 182	114. 50	11, 470, 839. 00	

INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	35, 887	255. 30	9, 161, 951. 10	
LIFCO AB-B SHS	51, 400	201. 10	10, 336, 540. 00	
NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	310, 082	74. 90	23, 225, 141. 80	
SANDVIK AB	242, 095	231. 00	55, 923, 945. 00	
SKANSKA AB-B SHS	66, 640	228. 10	15, 200, 584. 00	
SKF AB-B SHARES	87, 271	184. 25	16, 079, 681. 75	
VOLVO AB-A SHS	29, 149	203. 40	5, 928, 906. 60	
VOLVO AB-B SHS	313, 910	199. 94	62, 763, 165. 40	
SECURITAS AB-B SHS	63, 836	110. 20	7, 034, 727. 20	
ELECTROLUX AB-B	54, 636	179. 40	9, 801, 698. 40	
EVOLUTION AB	36, 020	955. 00	34, 399, 100. 00	
EMBRACER GROUP AB	129, 100	76. 70	9, 901, 970. 00	
HENNES & MAURITZ AB-B SHS	155, 079	171. 86	26, 651, 876. 94	
SWEDISH MATCH AB	321, 555	67. 08	21, 569, 909. 40	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	133, 294	255. 20	34, 016, 628. 80	
GETINGE AB-B SHS	49, 890	344. 00	17, 162, 160. 00	
NORDEA BANK ABP	711, 251	108. 48	77, 156, 508. 48	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	351, 124	115. 60	40, 589, 934. 40	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	298, 976	94. 30	28, 193, 436. 80	
SWEDBANK AB - A SHARES	198, 763	163. 50	32, 497, 750. 50	
EQT AB	69, 083	312. 10	21, 560, 804. 30	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	33, 271	272. 40	9, 063, 020. 40	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	34, 500	268. 20	9, 252, 900. 00	
INVESTOR AB-A SHS	103, 900	202. 90	21, 081, 310. 00	
INVESTOR AB-B SHS	399, 437	188. 64	75, 349, 795. 68	
KINNEVIK AB - B	54, 482	230. 05	12, 533, 584. 10	
LUNDBERGS AB-B SHS	15, 125	447. 90	6, 774, 487. 50	
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	24, 558	568. 20	13, 953, 855. 60	
SAGAX AB-B	34, 700	241. 40	8, 376, 580. 00	
SINCH AB	111, 000	65. 72	7, 294, 920. 00	
ERICSSON LM-B SHS	621, 399	93. 95	58, 380, 436. 05	
HEXAGON AB-B SHS	418, 752	121. 20	50, 752, 742. 40	
TELE2 AB-B SHS	99, 863	129. 30	12, 912, 285. 90	
TELIA CO AB	548, 092	37. 02	20, 290, 365. 84	
スウェーデンクローネ 小計	7, 275, 668		1, 155, 555, 662. 04	
			(14, 063, 112, 407)	

ノルウェークローネ	AKER BP ASA	28, 408	260. 70	7, 405, 965. 60	
	EQUINOR ASA	208, 290	276. 00	57, 488, 040. 00	
	NORSK HYDRO ASA	316, 926	77. 86	24, 675, 858. 36	
	YARA INTERNATIONAL ASA	33, 013	431. 60	14, 248, 410. 80	
	ADEVINTA ASA	55, 857	78. 12	4, 363, 548. 84	
	SCHIBSTED ASA-B SHS	21, 375	206. 20	4, 407, 525. 00	
	SCHIBSTED ASA-CL A	18, 279	230. 50	4, 213, 309. 50	
	MOWI ASA	94, 231	229. 50	21, 626, 014. 50	
	ORKLA ASA	157, 053	84. 42	13, 258, 414. 26	
	DNB BANK ASA	200, 624	204. 40	41, 007, 545. 60	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	50, 151	212. 50	10, 657, 087. 50	
	TELENOR ASA	149, 654	134. 45	20, 120, 980. 30	
ノルウェークローネ 小計		1, 333, 861		223, 472, 700. 26 (2, 849, 276, 928)	
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	23, 029	465. 60	10, 722, 302. 40	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	43, 269	388. 00	16, 788, 372. 00	
	ROCKWOOL INTL A/S-B SHS	1, 690	2, 684. 00	4, 535, 960. 00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	223, 096	162. 55	36, 264, 254. 80	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	707	21, 240. 00	15, 016, 680. 00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1, 243	22, 320. 00	27, 743, 760. 00	
	DSV A/S	43, 866	1, 207. 00	52, 946, 262. 00	
	PANDORA A/S	20, 620	696. 20	14, 355, 644. 00	
	CARLSBERG AS-B	22, 302	1, 012. 50	22, 580, 775. 00	
	AMBU A/S-B	38, 506	100. 75	3, 879, 479. 50	
	COLOPLAST-B	25, 912	903. 60	23, 414, 083. 20	
	DEMANT A/S	21, 128	262. 50	5, 546, 100. 00	
	GN STORE NORD A/S	24, 267	331. 20	8, 037, 230. 40	
	GENMAB A/S	13, 880	2, 086. 00	28, 953, 680. 00	
	NOVO NORDISK A/S-B	363, 595	650. 90	236, 663, 985. 50	
	DANSKE BANK A/S	149, 249	123. 00	18, 357, 627. 00	
	TRYG A/S	80, 244	151. 00	12, 116, 844. 00	
	ORSTED A/S	40, 527	657. 40	26, 642, 449. 80	
デンマーククローネ 小計		1, 137, 130		564, 565, 489. 60 (9, 857, 313, 448)	
イスラエルシェケル	ICL GROUP LTD	169, 185	33. 69	5, 699, 842. 65	
	ELBIT SYSTEMS LTD	5, 590	567. 00	3, 169, 530. 00	

	BANK HAPOALIM BM	251, 114	34.00	8, 537, 876.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	294, 737	34.85	10, 271, 584.45	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	264, 705	21.67	5, 736, 157.35	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	27, 255	125.80	3, 428, 679.00	
	AZRIELI GROUP LTD	9, 206	283.60	2, 610, 821.60	
	NICE LTD	13, 762	728.50	10, 025, 617.00	
	イスラエルシェケル 小計	1, 035, 554		49, 480, 108.05 (1, 764, 886, 181)	
ユーロ	ENI SPA	535, 287	13.31	7, 126, 811.11	
	GALP ENERGIA SGPS SA	112, 235	9.70	1, 089, 352.91	
	NESTE OYJ	91, 192	35.33	3, 221, 813.36	
	OMV AG	29, 624	52.72	1, 561, 777.28	
	REPSOL SA	317, 562	11.62	3, 690, 070.44	
	TENARIS SA	107, 421	10.95	1, 176, 259.95	
	TOTALENERGIES SE	541, 368	49.94	27, 035, 917.92	
	AIR LIQUIDE SA	101, 833	146.68	14, 936, 864.44	
	AKZO NOBEL N.V.	41, 507	88.20	3, 660, 917.40	
	ARCELORMITTAL	140, 743	26.15	3, 680, 429.45	
	ARKEMA	14, 240	123.45	1, 757, 928.00	
	BASF SE	199, 081	66.09	13, 157, 263.29	
	COVESTRO AG	44, 321	51.76	2, 294, 054.96	
	CRH PLC	165, 301	42.94	7, 098, 024.94	
	EVONIK INDUSTRIES AG	42, 199	28.65	1, 209, 001.35	
	FUCHS PETROLUB SE-PREF	15, 893	36.78	584, 544.54	
	HEIDELBERGCEMENT AG	32, 708	64.68	2, 115, 553.44	
	KONINKLIJKE DSM NV	36, 802	157.65	5, 801, 835.30	
	LANXESS AG	18, 398	48.60	894, 142.80	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	52, 141	47.74	2, 489, 211.34	
	SOLVAY SA	16, 005	106.20	1, 699, 731.00	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	126, 844	18.04	2, 288, 899.98	
	SYMRISE AG	28, 472	101.50	2, 889, 908.00	
	UMICORE	41, 597	35.65	1, 482, 933.05	
	UPM-KYMMENE OYJ	116, 354	32.77	3, 812, 920.58	
	VOESTALPINE AG	22, 917	29.90	685, 218.30	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	49, 107	21.95	1, 077, 898.65	
	AIRBUS SE	127, 068	112.14	14, 249, 405.52	

ALSTOM	65, 106	24. 55	1, 598, 352. 30	
BOUYGUES SA	46, 414	32. 35	1, 501, 492. 90	
BRENNTAG SE	31, 760	76. 32	2, 423, 923. 20	
CNH INDUSTRIAL NV	214, 373	13. 36	2, 865, 095. 14	
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	112, 332	60. 71	6, 819, 675. 72	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	92, 511	30. 65	2, 835, 462. 15	
DASSAULT AVIATION SA	4, 650	112. 60	523, 590. 00	
EIFFAGE	19, 782	95. 56	1, 890, 367. 92	
FERROVIAL SA	111, 922	24. 45	2, 736, 492. 90	
GEA GROUP AG	32, 762	40. 23	1, 318, 015. 26	
IMCD NV	12, 487	136. 75	1, 707, 597. 25	
KINGSPAN GROUP PLC	34, 132	85. 10	2, 904, 633. 20	
KION GROUP AG	16, 163	76. 62	1, 238, 409. 06	
KNORR-BREMSE AG	14, 135	87. 84	1, 241, 618. 40	
KONE OYJ-B	73, 235	51. 86	3, 797, 967. 10	
LEGRAND SA	57, 174	83. 38	4, 767, 168. 12	
MTU AERO ENGINES AG	10, 754	203. 00	2, 183, 062. 00	
PRYSMIAN SPA	57, 118	28. 33	1, 618, 152. 94	
RATIONAL AG	1, 276	651. 00	830, 676. 00	
SAFRAN SA	75, 005	111. 00	8, 325, 555. 00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	116, 085	139. 48	16, 191, 535. 80	
SIEMENS AG-REG	165, 429	133. 58	22, 098, 005. 82	
SIEMENS ENERGY AG	85, 204	18. 37	1, 565, 197. 48	
SIEMENS GAMESA RENEWABLE ENE	44, 513	16. 16	719, 330. 08	
THALES SA	23, 736	83. 08	1, 971, 986. 88	
VINCI SA	115, 894	99. 36	11, 515, 227. 84	
WARTSILA OYJ ABP	111, 799	10. 04	1, 123, 020. 95	
BUREAU VERITAS SA	65, 465	24. 04	1, 573, 778. 60	
RANDSTAD NV	27, 042	63. 80	1, 725, 279. 60	
TELEPERFORMANCE	12, 660	313. 50	3, 968, 910. 00	
WOLTERS KLUWER	57, 207	85. 88	4, 912, 937. 16	
ADP	5, 184	132. 85	688, 694. 40	
AENA SME SA	15, 317	149. 45	2, 289, 125. 65	
ATLANTIA SPA	99, 738	16. 53	1, 648, 669. 14	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	120, 311	7. 50	903, 294. 98	
DEUTSCHE POST AG-REG	214, 284	47. 69	10, 220, 275. 38	

GETLINK SE	86,915	14.26	1,239,407.90	
INPOST SA	33,800	5.58	188,739.20	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	73,396	92.29	6,773,716.84	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	11,827	77.10	911,861.70	
CONTINENTAL AG	21,891	84.09	1,840,814.19	
FAURECIA	26,480	37.50	993,000.00	
FERRARI NV	26,888	191.15	5,139,641.20	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	183,569	74.03	13,589,613.07	
MICHELIN (CGDE)	36,559	132.45	4,842,239.55	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	31,219	81.56	2,546,221.64	
RENAULT SA	45,587	34.88	1,590,074.56	
STELLANTIS NV	446,590	16.30	7,281,203.36	
VALEO	48,595	25.42	1,235,284.90	
VOLKSWAGEN AG	7,018	237.80	1,668,880.40	
VOLKSWAGEN AG-PREF	40,503	174.98	7,087,214.94	
ADIDAS AG	41,157	226.00	9,301,482.00	
ESSILORLUXOTTICA	61,643	164.06	10,113,150.58	
HERMES INTERNATIONAL	6,869	1,200.00	8,242,800.00	
KERING	16,248	651.80	10,590,446.40	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	59,873	672.20	40,246,630.60	
MONCLER SPA	45,881	54.80	2,514,278.80	
PUMA SE	21,267	89.72	1,908,075.24	
SEB SA	5,031	133.80	673,147.80	
ACCOR SA	40,565	32.54	1,319,985.10	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	36,684	124.75	4,576,329.00	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	17,570	35.96	631,817.20	
SODEXO SA	17,963	77.58	1,393,569.54	
BOLLORE	192,893	4.74	915,855.96	
PUBLICIS GROUPE	50,088	61.72	3,091,431.36	
SCOUT24 SE	19,461	49.62	965,654.82	
UBISOFT ENTERTAINMENT	20,939	44.99	942,045.61	
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	157,337	19.60	3,085,063.89	
VIVENDI SE	184,108	11.32	2,085,023.10	
DELIVERY HERO SE	35,184	46.10	1,621,982.40	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	240,572	25.12	6,043,168.64	
JUST EAT TAKEAWAY	38,653	34.79	1,344,737.87	

PROSUS NV	200, 964	59. 88	12, 033, 724. 32	
ZALANDO SE	48, 312	58. 50	2, 826, 252. 00	
CARREFOUR SA	134, 497	17. 84	2, 399, 426. 48	
COLRUYT SA	9, 744	35. 65	347, 373. 60	
HELLOFRESH SE	34, 388	47. 46	1, 632, 054. 48	
JERONIMO MARTINS	58, 770	19. 60	1, 151, 892. 00	
KESKO OYJ-B SHS	59, 164	25. 86	1, 529, 981. 04	
KONINKLIJKE AHOOLD DELHAIZE N	221, 323	26. 22	5, 804, 195. 67	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	162, 417	54. 39	8, 833, 860. 63	
DANONE	143, 311	55. 35	7, 932, 263. 85	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	114, 974	10. 25	1, 179, 058. 37	
HEINEKEN HOLDING NV	24, 952	76. 35	1, 905, 085. 20	
HEINEKEN NV	55, 607	94. 90	5, 277, 104. 30	
JDE PEET'S NV	24, 300	26. 23	637, 389. 00	
KERRY GROUP PLC-A	35, 002	108. 75	3, 806, 467. 50	
PERNOD RICARD SA	45, 443	193. 25	8, 781, 859. 75	
REMY COINTREAU	4, 720	172. 10	812, 312. 00	
BEIERSDORF AG	22, 611	89. 74	2, 029, 111. 14	
HENKEL AG & CO KGAA	22, 589	70. 00	1, 581, 230. 00	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	40, 132	72. 46	2, 907, 964. 72	
L'OREAL	53, 977	346. 45	18, 700, 331. 65	
AMPLIFON SPA	28, 180	35. 15	990, 527. 00	
BIOMERIEUX	9, 711	99. 00	961, 389. 00	
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	8, 610	128. 80	1, 108, 968. 00	
DIASORIN SPA	6, 146	117. 45	721, 847. 70	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	41, 704	58. 84	2, 453, 863. 36	
FRESENIUS SE & CO KGAA	91, 347	36. 58	3, 341, 473. 26	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	201, 442	29. 74	5, 990, 885. 08	
ORPEA	11, 395	37. 41	426, 286. 95	
SARTORIUS AG-VORZUG	5, 449	386. 80	2, 107, 673. 20	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	61, 632	53. 10	3, 272, 659. 20	
ARGENX SE	10, 319	242. 50	2, 502, 357. 50	
BAYER AG-REG	213, 320	53. 03	11, 312, 359. 60	
EUROFINS SCIENTIFIC	29, 861	86. 46	2, 581, 782. 06	
GRIFOLS SA	63, 628	14. 44	918, 788. 32	
IPSEN	6, 733	98. 98	666, 432. 34	

MERCK KGAA	27, 555	173. 30	4, 775, 281. 50	
ORION OYJ-CLASS B	26, 484	44. 92	1, 189, 661. 28	
QIAGEN N. V.	47, 784	42. 93	2, 051, 367. 12	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	23, 003	46. 11	1, 060, 668. 33	
SANOFI	244, 774	92. 15	22, 555, 924. 10	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	6, 259	330. 30	2, 067, 347. 70	
UCB SA	25, 948	86. 68	2, 249, 172. 64	
ABN AMRO BANK NV-CVA	99, 792	12. 37	1, 235, 025. 79	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	1, 465, 666	5. 62	8, 238, 508. 58	
BANCO SANTANDER SA	3, 718, 466	3. 28	12, 217, 020. 04	
BNP PARIBAS	242, 151	61. 06	14, 785, 740. 06	
CAIXABANK SA	989, 139	3. 18	3, 151, 396. 85	
COMMERZBANK AG	206, 046	9. 15	1, 885, 939. 03	
CREDIT AGRICOLE SA	261, 798	12. 83	3, 359, 915. 53	
ERSTE GROUP BANK AG	71, 984	39. 47	2, 841, 208. 48	
FINECOBANK SPA	133, 964	15. 66	2, 098, 546. 06	
ING GROEP NV	843, 824	12. 34	10, 419, 538. 75	
INTESA SANPAOLO	3, 570, 287	2. 67	9, 546, 947. 43	
KBC GROUP NV	53, 757	73. 08	3, 928, 561. 56	
MEDIOBANCA SPA	133, 581	9. 99	1, 335, 275. 67	
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONA	38, 023	23. 52	894, 300. 96	
SOCIETE GENERALE SA	177, 526	31. 75	5, 636, 450. 50	
UNICREDIT SPA	454, 718	14. 37	6, 537, 025. 96	
AMUNDI SA	14, 529	65. 55	952, 375. 95	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	441, 097	13. 29	5, 865, 707. 90	
DEUTSCHE BOERSE AG	40, 322	153. 55	6, 191, 443. 10	
EURAZEO SE	7, 132	69. 95	498, 883. 40	
EURONEXT NV	18, 671	80. 00	1, 493, 680. 00	
EXOR NV	24, 087	68. 96	1, 661, 039. 52	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	26, 171	92. 18	2, 412, 442. 78	
SOFINA	3, 472	332. 40	1, 154, 092. 80	
WENDEL	4, 862	89. 00	432, 718. 00	
AEGON NV	420, 133	4. 67	1, 963, 281. 50	
AGEAS	41, 152	42. 13	1, 733, 733. 76	
ALLIANZ SE-REG	89, 013	208. 35	18, 545, 858. 55	
ASSICURAZIONI GENERALI	238, 085	18. 35	4, 370, 050. 17	

AXA SA	418, 607	26. 57	11, 122, 387. 99	
CNP ASSURANCES	31, 208	21. 78	679, 710. 24	
HANNOVER RUECK SE	13, 366	171. 15	2, 287, 590. 90	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	30, 681	257. 20	7, 891, 153. 20	
NN GROUP NV	55, 581	48. 11	2, 674, 001. 91	
POSTE ITALIANE SPA	111, 107	10. 76	1, 196, 066. 85	
SAMPO OYJ-A SHS	106, 476	43. 34	4, 614, 669. 84	
AROUND TOWN SA	217, 874	5. 38	1, 172, 597. 86	
LEG IMMOBILIEN SE	16, 515	112. 00	1, 849, 680. 00	
VONOVIA SE	160, 160	45. 81	7, 336, 929. 60	
ADYEN NV	4, 279	1, 822. 00	7, 796, 338. 00	
AMADEUS IT GROUP SA	95, 629	60. 64	5, 798, 942. 56	
BECHTLE AG	16, 599	45. 77	759, 736. 23	
CAPGEMINI SE	35, 395	182. 20	6, 448, 969. 00	
DASSAULT SYSTEMES SE	145, 167	39. 89	5, 791, 437. 46	
EDENRED	58, 254	38. 02	2, 214, 817. 08	
NEMETSCHK SE	12, 512	74. 04	926, 388. 48	
NEXI SPA	92, 091	12. 42	1, 143, 770. 22	
SAP SE	225, 782	101. 02	22, 808, 497. 64	
WORLDSLNE SA	55, 219	42. 90	2, 368, 895. 10	
NOKIA OYJ	1, 147, 589	4. 91	5, 635, 809. 57	
CELLNEX TELECOM SA	108, 124	38. 44	4, 156, 286. 56	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	721, 479	16. 75	12, 084, 773. 25	
ELISA OYJ	29, 011	50. 86	1, 475, 499. 46	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	71, 656	8. 67	621, 687. 45	
KONINKLIJKE KPN NV	781, 560	3. 08	2, 407, 204. 80	
ORANGE	436, 030	10. 94	4, 772, 784. 38	
PROXIMUS	26, 824	18. 65	500, 267. 60	
TELECOM ITALIA SPA	1, 943, 722	0. 39	767, 770. 19	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	185, 416	2. 56	474, 850. 37	
TELEFONICA SA	1, 166, 389	4. 30	5, 018, 388. 67	
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	18, 896	33. 32	629, 614. 72	
E. ON SE	478, 691	12. 03	5, 761, 524. 87	
EDF	102, 694	7. 98	819, 498. 12	
EDP RENOVAVEIS SA	62, 564	17. 91	1, 120, 521. 24	
EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	597, 312	3. 85	2, 303, 235. 07	

ELIA GROUP SA/NV	5,662	115.10	651,696.20	
ENAGAS SA	58,025	18.40	1,067,660.00	
ENDESA SA	68,075	18.30	1,245,772.50	
ENEL SPA	1,749,209	6.29	11,013,019.86	
ENGIE	393,926	14.29	5,632,353.94	
FORTUM OYJ	90,473	21.91	1,982,263.43	
IBERDROLA SA	1,242,434	9.12	11,330,998.08	
NATURGY ENERGY GROUP SA	42,147	23.14	975,281.58	
RED ELECTRICA CORPORACION SA	87,607	16.81	1,472,673.67	
RWE AG	138,180	37.69	5,208,004.20	
SNAM SPA	453,261	4.79	2,172,479.97	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	316,658	6.69	2,120,975.28	
UNIPER SE	16,215	37.91	614,710.65	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	142,863	31.75	4,535,900.25	
VERBUND AG	14,435	91.10	1,315,028.50	
ASM INTERNATIONAL NV	10,304	278.10	2,865,542.40	
ASML HOLDING NV	89,079	550.80	49,064,713.20	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	281,205	30.59	8,603,466.97	
STMICROELECTRONICS NV	150,733	37.59	5,666,053.47	
ユーロ 小計	39,630,881		1,003,319,107.23 (130,331,152,029)	
合 計	234,187,846		1,300,761,803,670 (1,300,761,803,670)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
アメリカ ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	31,654	5,875,298.94	
		AMERICAN TOWER CORP	98,309	22,457,707.96	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	29,598	6,958,193.82	
		BOSTON PROPERTIES INC	32,691	3,962,149.20	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	22,261	3,604,055.90	
		CROWN CASTLE INTL CORP	93,104	15,114,503.36	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	61,592	8,327,238.40	

		DUKE REALTY CORP	81,609	4,318,748.28		
		EQUINIX INC	19,313	13,382,750.22		
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	35,476	2,674,535.64		
		EQUITY RESIDENTIAL	75,508	6,369,854.88		
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	14,244	4,492,984.92		
		EXTRA SPACE STORAGE INC	28,757	5,391,362.36		
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	111,596	3,540,941.08		
		HOST HOTELS & RESORTS INC	153,054	2,924,861.94		
		INVITATION HOMES INC	122,532	4,732,185.84		
		IRON MOUNTAIN INC	62,756	2,699,135.56		
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	126,065	2,584,332.50		
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	24,635	5,036,379.40		
		PROLOGIS INC	159,747	22,771,934.85		
		PUBLIC STORAGE	34,139	11,728,794.84		
		REALTY INCOME CORP	120,587	8,034,711.81		
		REGENCY CENTERS CORP	34,913	2,321,714.50		
		SBA COMMUNICATIONS CORP	24,254	7,053,548.28		
		SIMON PROPERTY GROUP INC	71,251	10,042,828.45		
		SUN COMMUNITIES INC	24,245	4,494,053.20		
		UDR INC	65,854	3,571,920.96		
		VENTAS INC	85,350	4,518,429.00		
		VICI PROPERTIES INC	136,092	3,799,688.64		
		VORNADO REALTY TRUST	33,946	1,510,257.54		
		WELLTOWER INC	92,411	7,657,175.46		
		WEYERHAEUSER CO	160,188	6,276,165.84		
		WP CAREY INC	41,405	3,161,685.80		
アメリカドル合計			2,309,136	221,390,129.37		
				(25,413,372,950)		
カナダドル	投資証券	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	14,900	815,924.00		
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	30,800	761,992.00		
カナダドル合計			45,700	1,577,916.00		
				(142,091,335)		
オーストラリアドル	投資証券	DEXUS/AU	210,596	2,287,072.56		
		GOODMAN GROUP	355,759	8,097,074.84		
		GPT GROUP	401,511	2,015,585.22		
		MIRVAC GROUP	900,300	2,331,777.00		

		SCENTRE GROUP	1, 107, 864	3, 578, 400. 72	
		STOCKLAND	543, 065	2, 237, 427. 80	
		VICINITY CENTRES	977, 109	1, 827, 193. 83	
		オーストラリアドル合計	4, 496, 204	22, 374, 531. 97	
				(1, 849, 031, 322)	
イギリス ポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	174, 337	936, 887. 03	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	155, 633	1, 236, 348. 55	
		SEGRO PLC	260, 851	3, 207, 163. 04	
		イギリスポンド合計	590, 821	5, 380, 398. 62	
				(839, 503, 596)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	462, 600	30, 277, 170. 00	
		香港ドル合計	462, 600	30, 277, 170. 00	
				(445, 377, 170)	
シンガポールドル	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	742, 800	2, 109, 552. 00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1, 054, 771	2, 246, 662. 23	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	383, 600	713, 496. 00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	704, 700	1, 254, 366. 00	
		シンガポールドル合計	2, 885, 871	6, 324, 076. 23	
				(539, 317, 220)	
ユーロ	投資証券	COVIVIO	9, 200	684, 480. 00	
		GECINA SA	9, 117	1, 053, 013. 50	
		KLEPIERRE	38, 539	994, 691. 59	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27, 221	1, 901, 659. 06	
		ユーロ合計	84, 077	4, 633, 844. 15	
				(601, 936, 355)	
		合計		29, 830, 629, 948	
				(29, 830, 629, 948)	

(注 1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注 2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 609 銘柄	97. 38%	—	71. 03%
	投資証券 33 銘柄	—	2. 62%	1. 91%
カナダドル	株式 86 銘柄	99. 71%	—	3. 71%
	投資証券 2 銘柄	—	0. 29%	0. 01%

オーストラリアドル	株式	53 銘柄	93.87%	—	2.13%
	投資証券	7 銘柄	—	6.13%	0.14%
イギリスポンド	株式	78 銘柄	98.66%	—	4.64%
	投資証券	3 銘柄	—	1.34%	0.06%
イスフラン	株式	41 銘柄	100.00%	—	3.07%
香港ドル	株式	30 銘柄	96.25%	—	0.86%
	投資証券	1 銘柄	—	3.75%	0.03%
シンガポールドル	株式	14 銘柄	88.88%	—	0.32%
	投資証券	4 銘柄	—	11.12%	0.04%
ニュージーランドドル	株式	6 銘柄	100.00%	—	0.06%
スウェーデンクローネ	株式	44 銘柄	100.00%	—	1.06%
ノルウェークローネ	株式	12 銘柄	100.00%	—	0.21%
デンマーククローネ	株式	18 銘柄	100.00%	—	0.74%
イスラエルシェケル	株式	8 銘柄	100.00%	—	0.13%
ユーロ	株式	227 銘柄	99.54%	—	9.79%
	投資証券	4 銘柄	—	0.46%	0.05%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

【中間財務諸表】

- 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(令和4年2月23日から令和4年8月22日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年10月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ外国株式インデックスファンドの令和4年2月23日から令和4年8月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ外国株式インデックスファンドの令和4年8月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年2月23日から令和4年8月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 外国株式インデックスファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 18 期 〔令和 4 年 2 月 22 日現在〕	第 19 期中間計算期間末 〔令和 4 年 8 月 22 日現在〕
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	49,079,243	68,123,973
親投資信託受益証券	9,987,857,487	12,260,697,913
未収入金	-	25,267,102
流動資産合計	10,036,936,730	12,354,088,988
資産合計	10,036,936,730	12,354,088,988
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,805,850	42,804,985
未払受託者報酬	4,400,376	4,108,527
未払委託者報酬	39,053,233	41,399,137
未払利息	18	25
その他未払費用	170,452	183,433
流動負債合計	45,429,929	88,496,107
負債合計	45,429,929	88,496,107
純資産の部		
元本等		
元本	2,591,493,887	2,809,300,764
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,400,012,914	9,456,292,117
（分配準備積立金）	2,685,622,498	2,547,520,447
元本等合計	9,991,506,801	12,265,592,881
純資産合計	9,991,506,801	12,265,592,881
負債純資産合計	10,036,936,730	12,354,088,988

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 18 期中間計算期間 自 令和 3 年 2 月 23 日 至 令和 3 年 8 月 22 日	第 19 期中間計算期間 自 令和 4 年 2 月 23 日 至 令和 4 年 8 月 22 日
営業収益		
受取利息	25	25
有価証券売買等損益	1,152,974,971	1,446,658,279
営業収益合計	1,152,974,996	1,446,658,304
営業費用		
支払利息	2,573	2,601
受託者報酬	3,496,323	4,108,527
委託者報酬	31,029,788	41,399,137
その他費用	135,421	183,433

営業費用合計	34,664,105	45,693,698
営業利益又は営業損失（△）	1,118,310,891	1,400,964,606
経常利益又は経常損失（△）	1,118,310,891	1,400,964,606
中間純利益又は中間純損失（△）	1,118,310,891	1,400,964,606
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	57,376,813	35,314,351
期首剰余金又は期首次損金（△）	4,943,602,299	7,400,012,914
剰余金増加額又は欠損金減少額	973,845,456	1,093,329,504
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	973,845,456	1,093,329,504
剰余金減少額又は欠損金増加額	487,890,982	402,700,556
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	487,890,982	402,700,556
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,490,490,851	9,456,292,117

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第 18 期 [令和 4 年 2 月 22 日現在]	第 19 期中間計算期間末 [令和 4 年 8 月 22 日現在]
1. 期首元本額	2,170,052,323 円	2,591,493,887 円
期中追加設定元本額	847,931,479 円	358,604,440 円
期中一部解約元本額	426,489,915 円	140,797,563 円
2. 受益権の総数	2,591,493,887 口	2,809,300,764 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 18 期中間計算期間 自 令和 3 年 2 月 23 日 至 令和 3 年 8 月 22 日	第 19 期中間計算期間 自 令和 4 年 2 月 23 日 至 令和 4 年 8 月 22 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第 18 期 [令和 4 年 2 月 22 日現在]	第 19 期中間計算期間末 [令和 4 年 8 月 22 日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第 18 期 [令和 4 年 2 月 22 日現在]	第 19 期中間計算期間末 [令和 4 年 8 月 22 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	3,8555 円 (38,555 円)	4,3661 円 (43,661 円)

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位 : 円)

[令和 4 年 8 月 22 日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	81,680,616,139
コール・ローン	1,249,828,583
株式	1,780,015,749,709
投資証券	44,899,202,200
派生商品評価勘定	3,293,811,027
未収入金	9,054,921
未収配当金	2,554,190,310
差入委託証拠金	16,921,105,905
流動資産合計	1,930,623,558,794
資産合計	1,930,623,558,794
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	265,248,855
未払解約金	3,081,607,577
未払利息	460

流動負債合計	3,346,856,892
負債合計	3,346,856,892
純資産の部	
元本等	
元本	392,985,259,351
剩余金	
剩余金又は欠損金 (△)	1,534,291,442,551
元本等合計	1,927,276,701,902
純資産合計	1,927,276,701,902
負債純資産合計	1,930,623,558,794

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算段階で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年8月22日現在]
1. 期首	令和4年2月23日
期首元本額	315,012,076,401円
期中追加設定元本額	115,716,561,280円
期中一部解約元本額	37,743,378,330円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定型）	219,674,445円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定成長型）	953,530,627円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（成長型）	836,837,485円
MAXIS 海外株式（MSCIコクサイ）上場投信	3,077,765,479円
MAXIS 全世界株式（オール・カントリー）上場投信	2,937,390,425円
三菱UFJ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金）	1,756,139,080円
三菱UFJ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金）	9,779,758,728円
三菱UFJ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金）	10,048,438,661円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（2ヵ月分配型）	57,001,271円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（成長型）	142,100,027円
ファンド・マネジャー（海外株式）	7,300,800円
eMAXIS 先進国株式インデックス	13,133,852,639円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	1,102,811,277円
eMAXIS バランス（波乗り型）	235,083,968円
三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金）	1,669,806,662円
コアバランス	111,409円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	137,841,863円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）	181,978,229円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年	135,872,790円

金)		
e MAX I S S l i m 先進国株式インデックス	75, 969, 458, 355 円	
海外株式セレクション（ラップ向け）	1, 967, 478, 157 円	
e MAX I S S l i m バランス（8資産均等型）	4, 233, 469, 259 円	
つみたて先進国株式	16, 975, 429, 872 円	
つみたて8資産均等バランス	1, 924, 267, 146 円	
つみたて4資産均等バランス	600, 226, 931 円	
e MAX I S マイマネージャー 1 9 7 0 s	1, 675, 830 円	
e MAX I S マイマネージャー 1 9 8 0 s	2, 751, 978 円	
e MAX I S マイマネージャー 1 9 9 0 s	3, 840, 086 円	
三菱UF J ターゲット・イヤー・ファンド 2 0 3 5（確定拠出年金）	126, 229, 388 円	
三菱UF J ターゲット・イヤー・ファンド 2 0 4 5（確定拠出年金）	107, 630, 015 円	
三菱UF J ターゲット・イヤー・ファンド 2 0 5 5（確定拠出年金）	63, 125, 573 円	
三菱UF J DC年金バランス（株式 1 5）	48, 037, 354 円	
三菱UF J DC年金バランス（株式 4 0）	355, 533, 444 円	
三菱UF J DC年金バランス（株式 6 5）	729, 031, 253 円	
e MAX I S S l i m 全世界株式（除く日本）	30, 884, 085, 959 円	
e MAX I S S l i m 全世界株式（3地域均等型）	401, 662, 548 円	
三菱UF J DC年金インデックス（先進国株式）	2, 397, 314, 239 円	
e MAX I S S l i m 全世界株式（オール・カントリー）	113, 516, 559, 053 円	
三菱UF J ターゲット・イヤー・ファンド 2 0 6 0（確定拠出年金）	70, 162, 746 円	
三菱UF J DC年金バランス（株式 2 5）	33, 877, 090 円	
先進国株式インデックスファンド（ラップ向け）	107, 520, 919 円	
つみたて全世界株式	103, 527, 948 円	
三菱UF J ターゲット・イヤー・ファンド 2 0 6 5（確定拠出年金）	27, 927, 282 円	
ラップ向けインデックス f 先進国株式	3, 287, 261, 458 円	
三菱UF J DC年金バランス（株式 8 0）	2, 312, 087 円	
ダイナミックアロケーションファンド（ラップ向け）	7, 745, 442, 611 円	
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	11, 806, 508 円	
三菱UF J DC海外株式インデックスファンド	26, 510, 194, 635 円	
e MAX I S 全世界株式インデックス	3, 931, 491, 502 円	
三菱UF J バランス・イノベーション（株式抑制型）	489, 808, 684 円	
三菱UF J バランス・イノベーション（株式重視型）	1, 097, 367, 246 円	
三菱UF J バランス・イノベーション（新興国投資型）	159, 805, 394 円	
三菱UF J DCバランス・イノベーション（KAKUSHI N）	418, 888, 289 円	
三菱UF J バランス・イノベーション（債券重視型）	255, 172, 154 円	
e MAX I S バランス（4資産均等型）	288, 631, 476 円	
e MAX I S 最適化バランス（マイゴールキーパー）	84, 201, 743 円	
e MAX I S 最適化バランス（マイディフェンダー）	98, 496, 872 円	
e MAX I S 最適化バランス（マイミッドフィルダー）	358, 139, 554 円	
e MAX I S 最適化バランス（マイフォワード）	286, 694, 617 円	
e MAX I S 最適化バランス（マイストライカー）	549, 106, 290 円	
三菱UF J 外国株式ファンドVA（適格機関投資家限定）	1, 804, 867, 701 円	
三菱UF J ライフセレクトファンド（安定成長型）VA（適格機関投資家限定）	14, 829 円	
三菱UF J バランスファンド 4 5 VA（適格機関投資家限定）	9, 527, 963 円	
三菱UF J バランスファンド 4 0 VA（適格機関投資家限定）	4, 624, 025, 141 円	
三菱UF J バランスファンドVA 2 0 型（適格機関投資家限定）	58, 865, 199 円	
三菱UF J バランスファンドVA 4 0 型（適格機関投資家限	863, 401, 687 円	

定)	
MUAM 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	11,694,836,033 円
三菱UFJ バランスマネジメント VA 30型（適格機関投資家限定）	614,708 円
三菱UFJ バランスマネジメント 50VA（適格機関投資家限定）	678,793,534 円
MUAM 全世界株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	5,945,693,815 円
アドバンスト・バランス I（FOFs用）（適格機関投資家限定）	10,457,821 円
アドバンスト・バランス II（FOFs用）（適格機関投資家限定）	64,872,362 円
MUKAM バランス・イノベーション（株式抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	1,330,192,956 円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）（適格機関投資家転売制限付）	443,922,764 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション（適格機関投資家転売制限付）	435,657,944 円
世界8資産バランスファンド VL（適格機関投資家限定）	53,092,425 円
MUKAM 下方リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家限定）	1,133,590,617 円
MUKAM バランス・イノベーション（債券重視型）（適格機関投資家転売制限付）	80,871,103 円
MUKAM 外国株式インデックスファンド2（適格機関投資家限定）	2,375,286,071 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2（適格機関投資家限定）	433,764,174 円
MUKAM 下方リスク抑制型ダイナミックアロケーションファンド（適格機関投資家限定）	5,746,122,557 円
MUKAM バランス・イノベーション（リスク抑制型）2（適格機関投資家転売制限付）	42,371,168 円
マルチアセット運用戦略ファンド（適格機関投資家限定）	28,528 円
外国株式インデックスファンド V（適格機関投資家限定）	2,180,773,330 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	2,500,040,356 円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定型）VA	820,418 円
インデックス・ライフ・バランスファンド（安定成長型）VA	2,931,399 円
インデックス・ライフ・バランスファンド（成長型）VA	1,471,388 円
インデックス・ライフ・バランスファンド（積極型）VA	2,143,410 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンドVA	29,915,869 円
三菱UFJ バランスVA 30D（適格機関投資家限定）	1,455,355 円
三菱UFJ バランスVA 60D（適格機関投資家限定）	10,681,407 円
三菱UFJ バランスVA 30G（適格機関投資家限定）	1,701,378 円
三菱UFJ バランスVA 60G（適格機関投資家限定）	16,380,361 円
三菱UFJ <DC>外国株式インデックスファンド	6,396,595,215 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定型）	101,203,423 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	413,838,818 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）	434,592,556 円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド（積極型）	420,904,158 円
合計	392,985,259,351 円
2. 受益権の総数	392,985,259,351 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和4年8月22日現在]
----	---------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

[令和4年8月22日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超	うち1年以内	
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	99,898,750,010	—	102,937,549,785	3,038,799,775
	合計	99,898,750,010	—	102,937,549,785	3,038,799,775

(注) 時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[令和4年8月22日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超	うち1年以内	
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	868,982,400	—	868,982,400	—
	カナダドル	49,464,023	—	49,461,959	△2,064
	オーストラリアドル	26,986,330	—	26,986,502	172
	イスラエル・スイスフラン	45,319,746	—	45,318,320	△1,426
	スウェーデン・クローネ	28,139,915	—	28,139,046	△869
	ユーロ	107,289,000	—	107,287,986	△1,014

売建				
アメリカドル	1,443,277,934		1,452,661,560	△9,383,626
カナダドル	63,094,920		63,282,780	△187,860
オーストラリアドル	132,983,872		133,430,978	△447,106
イギリスポンド	215,497,954		215,383,214	114,740
イスフラン	42,411,777		42,602,080	△190,303
スウェーデンクローネ	31,388,376		31,390,072	△1,696
デンマーククローネ	13,279,642		13,301,284	△21,642
ユーロ	103,597,338		103,712,247	△114,909
合計	3,171,713,227		3,181,940,428	△10,237,603

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1 口当たり情報)

[令和 4 年 8 月 22 日現在]	
I 口当たり純資産額	4.9042 円
(1 万口当たり純資産額)	(49,042 円)

2 【ファンドの現況】

【三菱UFJ 外国株式インデックスファンド】

【純資産額計算書】

令和 4 年 8 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	11,807,493,486
II 負債総額	5,163,749
III 純資産総額 (I - II)	11,802,329,737
IV 発行済口数	2,820,714,784 口
V 1 口当たり純資産価額 (III / IV)	4.1842
(10,000 口当たり)	(41,842)

(参考)

外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

令和 4 年 8 月 31 日現在

(単位 : 円)

I 資産総額	1,854,977,211,027
II 負債総額	2,661,388,943
III 純資産総額 (I - II)	1,852,315,822,084
IV 発行済口数	394,039,400,976 口
V 1 口当たり純資産価額 (III / IV)	4.7008
(10,000 口当たり)	(47,008)

第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 講渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振

替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当

部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年8月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	895	20,410,925
追加型公社債投資信託	16	1,401,724
単位型株式投資信託	94	475,604
単位型公社債投資信託	52	147,223
合計	1,057	22,435,475

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度（自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	※2 56,803,388	※2 51,593,362
有価証券	2,001	293,326
前払費用	598,135	645,109
未収入金	31,359	61,092
未収委託者報酬	13,216,357	15,750,264
未収収益	※2 662,230	※2 783,790
金銭の信託	2,300,000	8,401,300
その他	269,506	295,584
流動資産合計	73,882,978	77,823,830
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 548,902	※1 391,042
器具備品	※1 1,435,369	※1 1,079,023
土地	628,433	628,433
有形固定資産合計	2,612,705	2,098,499
無形固定資産		
電話加入権	15,822	15,822
ソフトウェア	3,569,171	4,381,293
ソフトウェア仮勘定	1,895,190	1,581,652
無形固定資産合計	5,480,184	5,978,768
投資その他の資産		
投資有価証券	18,616,670	16,803,642
関係会社株式	320,136	159,536
投資不動産	※1 814,684	※1 810,684
長期差入保証金	538,497	524,244
前払年金費用	258,835	189,708
繰延税金資産	916,962	982,406
その他	45,230	45,230
貸倒引当金	△23,600	△23,600
投資その他の資産合計	21,487,417	19,491,852
固定資産合計	29,580,307	27,569,120
資産合計	103,463,286	105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2	5,200,810
その他未払金	※2	4,412,521
未払費用	※2	4,755,909
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益			
受取配当金		170,807	243,133
受取利息	※2	2,726	7,408
投資有価証券償還益		81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835	137,485
受取賃貸料	※2	65,808	65,808
その他		12,504	36,211
営業外収益合計		609,239	1,579,148
営業外費用			
投資有価証券償還損		95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395	16,548
事務過誤費		-	76,076
賃貸関連費用		13,472	15,780
その他		2,932	7,585
営業外費用合計		128,747	119,066
経常利益		13,368,595	17,011,221
特別利益			
投資有価証券売却益		2,007,655	605,706
特別利益合計		2,007,655	605,706
特別損失			
投資有価証券売却損		51,737	28,188
投資有価証券評価損		26,317	36,558
固定資産除却損	※1	536	13,094
特別損失合計		78,591	77,840
税引前当期純利益		15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	5,366,608
法人税等調整額		△19,122	22,446
法人税等合計		4,736,304	5,389,054
当期純利益		10,561,354	12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剩余金			利益剩余金						
	資本準備金	その他資本剩余金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剩余金	別途積立金	繰越利益剩余金	利益剩余金合計		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039	
当期変動額										
剩余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670	
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684	
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剩余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723	
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687	
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410	
当期変動額										
剩余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511	
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521	
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剩余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5 年～50 年

器具備品 2 年～20 年

投資不動産 3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| ③ 基準日 | 令和2年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|--------------|
| ① 配当金の総額 | 10,576,511千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 49,988円 |
| ④ 基準日 | 令和3年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 令和3年6月29日 |

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|--------------|
| ① 配当金の総額 | 10,576,511千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 49,988円 |
| ③ 基準日 | 令和3年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 令和3年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 6,075,125千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 28,713円 |
| ④ 基準日 | 令和4年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 令和4年6月29日 |

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和 3 年 9 月 24 日内閣府令第 9 号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326 千円、投資有価証券 16,772,282 千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600 千円、関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
	合計	20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
	合計	25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	$\triangle 2,649,846$	$\triangle 2,583,927$
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	$\triangle 354,043$	$\triangle 288,681$
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	$\triangle 258,835$	$\triangle 189,708$
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	$\triangle 44,130$	$\triangle 47,588$
数理計算上の差異の費用処理額	41,361	$\triangle 3,547$
費用処理額		
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	<hr/> 2,013,308	<hr/> 1,759,702
評価性引当額	<hr/> —	<hr/> —
繰延税金資産 合計	<hr/> 2,013,308	<hr/> 1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	<hr/> △1,096,346	<hr/> △777,296
繰延税金資産の純額	<hr/> 916,962	<hr/> 982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) の 6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785千円	未払手数料	764,501千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482千円	未払手数料	1,193,245千円

第37期（自 令和3年4月1日至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）
三菱UFJ 信託銀行株式会社（非上場）

（1 株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 株当たり純資産額	393,827.09 円	400,322.84 円
1 株当たり当期純利益金額	49,916.36 円	57,424.97 円

（注）1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の 1 株当たり純資産額は 2,248.25 円増加し、1 株当たり純利益金額は 658.24 円減少しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

三菱UFJ 外国株式インデックスファンド

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

三菱UFJ 外国株式インデックスファンド

運用の基本方針

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の株式に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、外国株式インデックスマザーファンドにおける株式の実質投資比率に当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑧外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『三菱UFJ 外国株式インデックスファンド』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第8項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項、第55条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはございません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）

の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以後に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに第48条に規定する委託者の指定する口座管理機関または保護預り会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込みに係る受益権について、第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の申込みをしないことを申し出た場合は、1万口の整数倍をもって、当該受益権の取得申込みに応じるものとします。なお、2006年5月20日以降は、委託者は第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る取得申込みに限り応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ 委託者は、別に定める日には、第1項による受益権の取得申込みには応じないものとします。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、第2項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項および第2項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 委託者は、第3項から第5項の規定にかかわらず、受益者が第47条第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合または受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑦ 第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑧ 前項の手数料の額は、委託者または委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑨ 第7項の規定にかかわらず、受益者が第47条第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合または受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑩ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第7項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第14条 削除

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

- 第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振

替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

(投資の対象とする資産の種類等)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条および第27条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートナー、債券等エクスポートナーおよびデリバティブ等エクスポートナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第22条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
 25. 外国の者に対する権利で前2号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）
 7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）

8. 外国の者に対する権利で前3号の権利の性質を有するもの

- ③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権行使している場合に限ります。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第56条第2項から第4項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

(信用取引の指図範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第28条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第26条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第28条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第33条 削除

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国に

において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年2月23日から翌年2月22日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2004年6月22日から2005年2月22日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の75の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第45条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第47条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第50条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第47条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとし

ます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第48条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第49条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第48条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第48条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第49条 受益者が、収益分配金については、第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第50条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位（ただし、1万口を上回らないものとします。）をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者の自らの募集に係る受益権については、1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理

由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益

者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第47条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 2006年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2004年6月22日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
三菱UFJ国際投信株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

(付表)

1. 約款第13条第3項および第4項、または第50条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

　　ニューヨーク証券取引所の休業日

　　ロンドン証券取引所の休業日

